

第4期安曇野市障害者基本計画

令和6（2024）年度～令和11（2029）年度

第7期安曇野市障害福祉計画

第3期安曇野市障害児福祉計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

安曇野市

令和6（2024）年3月

はじめに



安曇野市では、障害者基本法に基づき平成30年度に「第3期安曇野市障害者基本計画」を策定し、計画に基づき、すべての人が障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが輝き、心豊かに安心して暮らすまちを目指して、障がい者施策を推進してまいりました。

この間、国においては、障がいを理由とするあらゆる形態の不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供を求めた障害者差別解消法の改正など障がい者福祉の充実が図られて誰もが過ごしやすい社会を目指す取り組みが一層具体化されました。

また、障害者総合支援法の改正等により更なる障がい児・者支援サービスの提供体制についても整備実施が必要とされます。

このような状況を踏まえ、障がい者などの支援が必要な方々の地域での生活を支える各種サービスを実施する必要があります。多様性を尊重し、お互いを思いやり、共に支え合う地域共生社会の環境づくり、地域で安心して自分らしく暮らし続けることができる支援づくり、社会活動への参加と生きがいに満ちた豊かな暮らしづくりを目指す、「障害者基本計画」、障害福祉サービスの提供確保に関する「障害福祉計画」、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する「障害児福祉計画」を一体的に策定しました。

今後は、この新たな計画に基づき、障がいの有無に関わらず、お互いが地域の一員として認め合い、いきいきと安心して暮らすことができるまちを目指すために、「多様性を認め合い、いつまでも安心して地域で生活できる共生のまちづくり」をキャッチフレーズとし、障がい者施策の持続的な推進に取り組んでまいります。市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご審議をいただきました安曇野市障害福祉運営委員の皆様をはじめ、多大なご協力を賜りました関係者の皆さまに深く感謝申し上げます。

令和6(2024)年3月

安曇野市長 太田 寛

目 次

第1部 序 論

第1章 計画の概要	- 1 -
第1項 計画策定の趣旨	- 1 -
第2項 計画の位置づけ	- 2 -
第3項 計画期間	- 3 -
第4項 計画策定の体制	- 3 -
第2章 障がいのある人の状況について	- 4 -
第1項 安曇野市の概況	- 4 -
(1) 人口・世帯	- 4 -
(2) 産業構造	- 5 -
第2項 障がい者（児）数	- 6 -
(1) 身体障がい者（児）	- 6 -
(2) 知的障がい者（児）	- 7 -
(3) 精神障がい者（児）	- 8 -
(4) 難病患者	- 8 -
第3項 地域資源	- 9 -
(1) 障がい者（児）施設	- 9 -
(2) 相談支援体制	- 10 -
(3) 保育・教育環境	- 14 -
第4項 サービスの利用状況	- 16 -
(1) 障害福祉サービス等の状況	- 16 -
(2) 自立支援医療の給付状況	- 20 -
(3) 補装具給付	- 21 -
(4) 地域生活支援事業	- 22 -
(5) 権利擁護	- 23 -
第5項 雇用・就労の状況	- 24 -
(1) 民間企業における障がい者雇用の状況	- 24 -
(2) 福祉的就労の状況	- 24 -
第3章 障がい者施策における課題	- 25 -

第2部 障害者基本計画

第1章 計画の基本方針	- 31 -
第1項 基本理念（障がい者施策における基本的な考え方）	- 31 -
第2項 基本目標	- 33 -
第3項 施策体系	- 34 -
第2章 施策の展開	- 35 -
第1項 相互理解	- 35 -
主要施策1-1 交流機会の創出	- 35 -
主要施策1-2 福祉教育の推進	- 36 -
主要施策1-3 理解促進の研修・啓発	- 37 -
第2項 生活環境	- 38 -
主要施策2-1 ハード面のバリアフリー化	- 38 -
主要施策2-2 ソフト面のバリアフリー化	- 39 -
主要施策2-3 防災・防犯対策の充実	- 40 -
第3項 生活支援	- 41 -
主要施策3-1 相談支援体制の強化	- 41 -
主要施策3-2 在宅生活支援の充実	- 42 -
主要施策3-3 権利擁護の推進	- 43 -
主要施策3-4 情報提供の充実	- 44 -
第4項 保健・医療	- 45 -
主要施策4-1 健康の保持増進と早期支援	- 45 -
主要施策4-2 児童発達相談支援の充実	- 46 -
主要施策4-3 精神保健の推進	- 47 -
第5項 教育・育成	- 48 -
主要施策5-1 就学前保育・教育の充実	- 48 -
主要施策5-2 特別支援教育の推進	- 49 -
第6項 雇用・就労	- 50 -
主要施策6-1 一般就労の促進	- 50 -
主要施策6-2 福祉的就労の場の確保	- 51 -
第7項 社会参加	- 52 -
主要施策7-1 スポーツ・芸術文化活動の促進	- 52 -
主要施策7-2 意思疎通支援の充実	- 53 -
主要施策7-3 障がい者団体の育成・支援	- 54 -
第3章 計画の推進にあたって	- 55 -
(1) 計画の推進体制の確立	- 55 -
(2) 専門従事者の育成・確保	- 55 -

(3) 職員の資質向上	- 55 -
(4) 財源の確保	- 55 -

第3部 障害福祉計画 障害児福祉計画

第1章 基本的な視点	- 57 -
第1項 計画の位置付け	- 57 -
第2項 計画の期間	- 57 -
第3項 趣旨	- 58 -
第4項 基本的な視点	- 58 -
(1) 自己決定の尊重と意思決定の支援	- 58 -
(2) 市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施	- 58 -
(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	- 58 -
(4) 地域共生社会の実現に向けた取組	- 59 -
(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援	- 59 -
(6) 障がい福祉人材の確保と定着	- 59 -
(7) 障がい者の社会参加を支える取組の定着	- 59 -
第5項 計画の達成状況の点検及び評価	- 60 -
第2章 障害福祉・障害児福祉サービス等の成果目標	- 61 -
第1項 「施設入所者の地域生活への移行」成果目標1	- 61 -
第2項 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」成果目標2	- 62 -
第3項 「地域生活支援の充実」成果目標3	- 62 -
第4項 「福祉施設から一般就労への移行等」成果目標4	- 63 -
第5項 「障害児支援の提供体制の整備」成果目標5	- 64 -
第6項 「相談支援体制の強化」成果目標6	- 65 -
第7項 「障害福祉サービス等の質の向上への取り組み」成果目標7	- 65 -
第3章 障害福祉・障害児福祉サービス等の必要な量（活動指標）の見込み	- 66 -
第1項 自立支援給付及び障害児通所支援サービス	- 66 -
(1) 訪問系サービス	- 66 -
(2) 日中活動系サービス	- 68 -
(3) 施設系サービス	- 74 -
(4) 相談支援	- 76 -
(5) 障がい児支援サービス	- 78 -
(6) 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備	- 80 -

第2項 地域生活支援事業	- 81 -
(1) 理解促進研修・啓発事業	- 81 -
(2) 自発的活動支援事業	- 82 -
(3) 相談支援事業	- 82 -
(4) 成年後見制度利用支援事業	- 83 -
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	- 84 -
(6) 意思疎通支援事業	- 84 -
(7) 日常生活用具給付等	- 85 -
(8) 手話奉仕員養成研修事業	- 86 -
(9) 移動支援事業	- 87 -
(10) 地域活動支援センター機能強化事業	- 87 -
(11) その他の事業	- 88 -
第4章 円滑な推進のために	- 91 -
(1) 適正な障害支援区分認定	- 91 -
(2) 利用者負担の軽減制度の周知	- 91 -
(3) 人材の育成・確保およびサービスの質の向上	- 91 -
～資料編～	
計画策定の経緯	- 92 -
用語説明	- 93 -

「障害」「障がい」の表記について

市では、人に対して「害」の字が使われることに不快感を持つ障害のある人の思いに配慮するとともに、障害のある人もない人も共に生きる社会の実現を推進する観点から、「障害」の「害」をひらがなで表記することとした、【「障害」標記のガイドライン】を策定しています。本計画はこのガイドラインに沿った表記としています。

表記の取扱いについて

- ・ 「障害」という用語が人の状態を表す場合は、原則として「障がい」と表記する。
- ・ 例外として、次の場合は従来の「障害」の表記を用いる。
 - ア 法令の名称や用語を用いる場合
 - イ 令達文（条例、規則、訓令、指令）及び公示分（告示、公告）において表記する場合 等
 - ウ 他の機関・団体の名称等の固有名詞を用いる場合

第 I 部

序

論

第 1 章 計画の概要

第 1 項 計画策定の趣旨

わが国の障がい者を取り巻く環境は、少子高齢化の進行など社会情勢の変化の中、障がい者の高齢化、障がいの重度化、重複化、精神障がい者の増加、また、家族形態の変化による家庭介護・支援機能の低下、さらに家庭や施設等における虐待など様々な課題を抱えており、それぞれに対応した障がい者施策の展開が必要となっています。

国においては、平成 23 年に障がい者への虐待を防止するための「障害者虐待防止法」の施行、平成 25 年に「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」への移行、障害福祉施設等からの受注確保を図るための「障害者優先調達推進法」の施行、平成 28 年に障がい者への不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を規定した「障害者差別解消法」の施行など法制度面の整備を進め、障がい者への支援の充実が図られてきました。また、令和 3 年に「障害者差別解消法」改正により合理的配慮の提供が義務化され、令和 4 年の「障害者雇用促進法」の改正により障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方が推進され、また、令和 6 年 4 月には「障害者総合支援法」の改正により多様化するニーズへのきめ細かな対応が必要とされます。

こうした中、本市においても国の法制度改正に対応した施策を進めると共に、市独自の施策も実施してきましたが、障がい者が抱える様々なニーズに対応するためには、これまで実施してきた施策の実施状況の分析・評価を行い、施策の見直しや新規施策の追加、計画の見直し等を含めて今後どのように取り組んでいくのかを検討することが不可欠です。また、近年特にニーズが高まっている障がい児福祉について、障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援をいかに実現していくのかということが重要な課題となっています。さらに、障がいのある人を地域社会全体で支える体制づくりを進めていくことも必要です。

これらのことから、本市の障がい者福祉に関する現状と課題を踏まえ、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し合って共に暮らせる豊かな社会の実現に向け、長期的な視点に立った新たな障がい者施策の基本的方向性と具体的な取り組みについて明らかにするため、次のとおり各計画を策定するものです。

第2項 計画の位置づけ

「障害者基本計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定による市町村障害者計画として、安曇野市における障害福祉施策の基本的な計画となるものです。

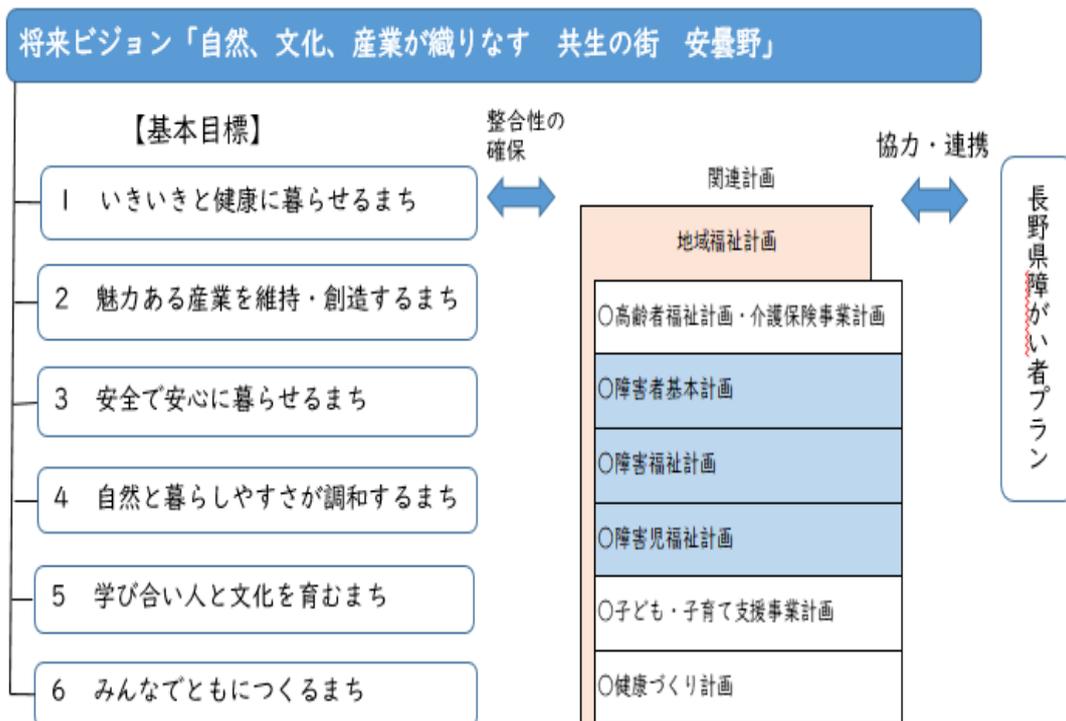
「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条の規定による市町村障害福祉計画として、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保について示すものです。

「障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20の規定による市町村障害児福祉計画として、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保、円滑な実施について示すものです。

本計画は、この3つの計画を一体的に策定することとし、上位計画である「第2次安曇野市総合計画」や「第4期安曇野市地域福祉計画」等と整合・連携を図り策定しています。

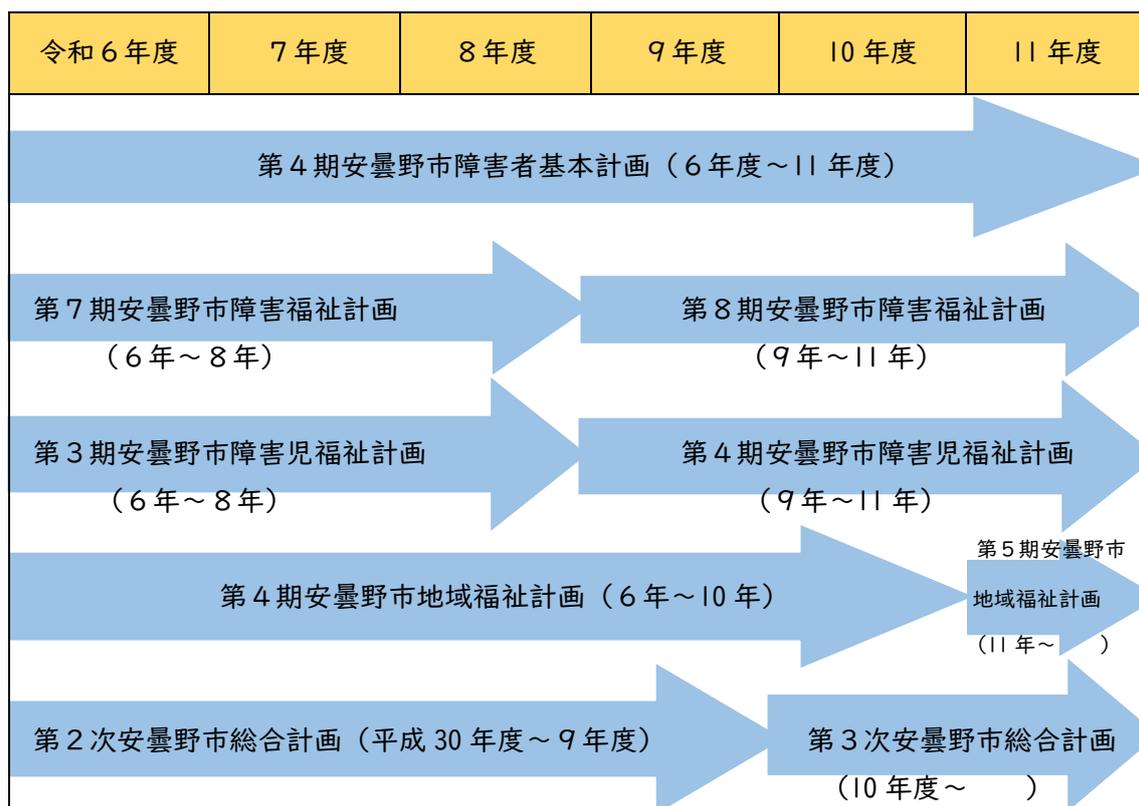
【各計画との関連】

○第2次安曇野市総合計画（基本構想・後期基本計画(R5.3策定)）



第3項 計画期間

障害者基本計画は、令和6年度から11年度までの6年間で第4期計画として策定することとし、障害福祉計画については、令和6年度から8年度までを第7期計画、障害児福祉計画については、令和6年度から8年度までを第3期計画として策定することとします。



第4項 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、安曇野市障害福祉運営委員会設置要綱に基づき「安曇野市障害福祉運営委員会」を設置し、検討を行いました。

併せて、市内の障がい者団体との懇談会、安曇野市自立支援協議会、市内障害福祉サービス事業所等への意向調査を行い、意見聴取を行いました。

また、市民に広く意見聴取するパブリックコメントを実施しました。

第2章 障がいのある人の状況について

第1項 安曇野市の概況

(1) 人口・世帯

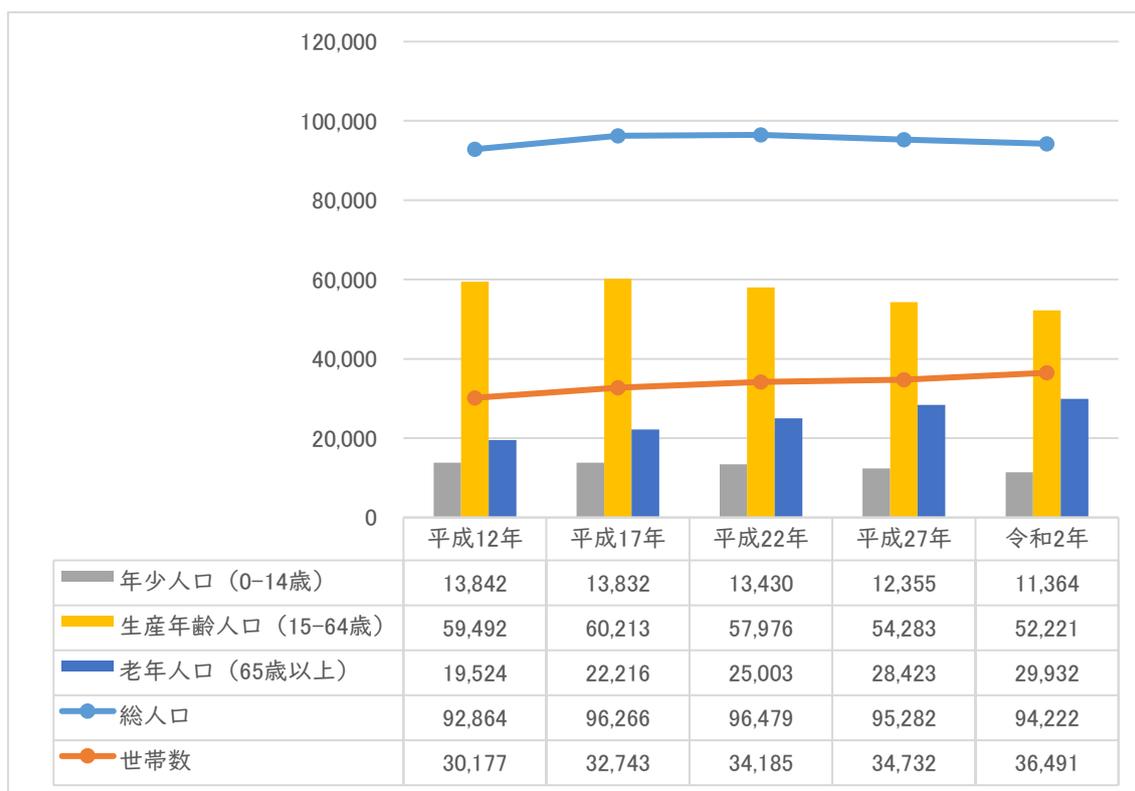
総人口の推移をみると、平成22年から減少傾向にあるのに対して、世帯数は増加傾向にあり、一世帯あたりの人数は減少しています。

年齢3区分別人口の推移をみると、総人口が減少傾向にあるのに対して、65歳以上の人口の占める割合は高くなっています。

一方、年少人口と生産年齢人口はともに減少傾向にあり、少子高齢化が着実に進んでいます。

図表-1. 人口・世帯数・年齢3区分別人口の推移

(各年10月1日)



(出典：国勢調査)

※平成12年は合併前の各町村を合計しています。

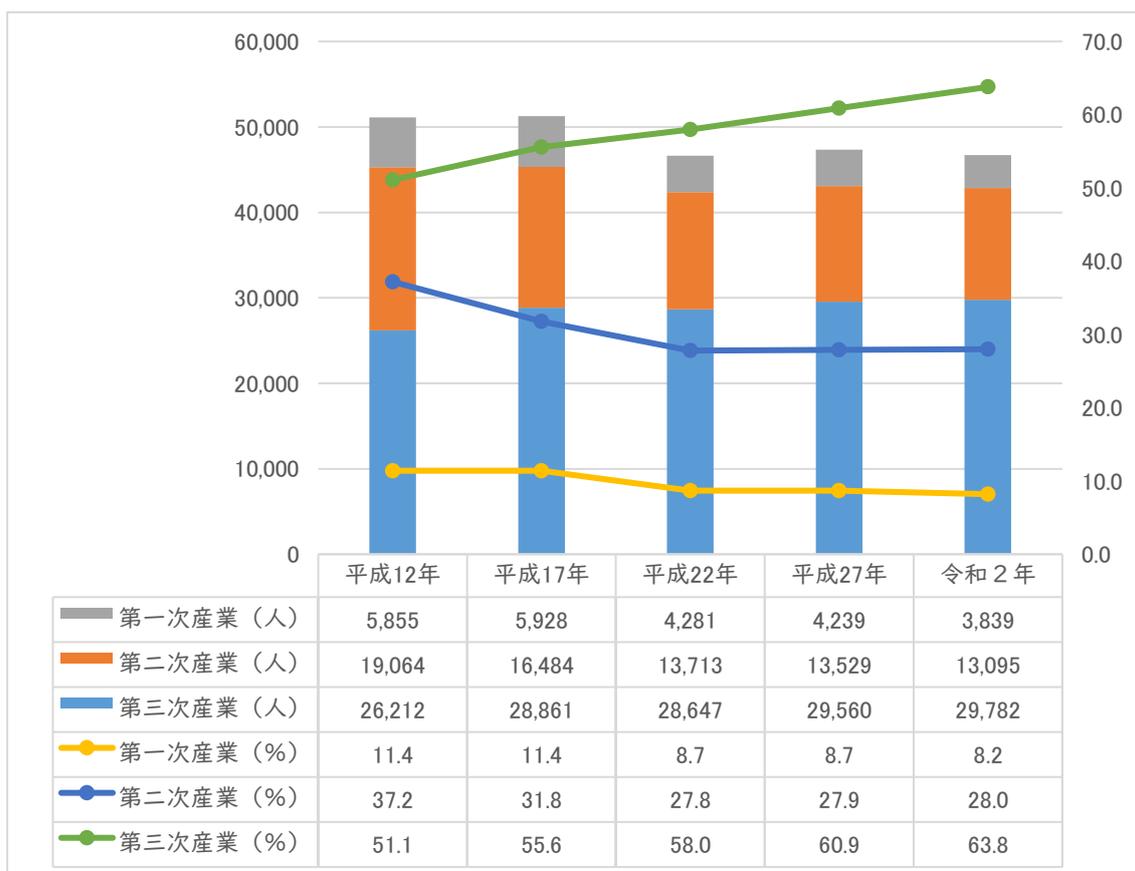
(2) 産業構造

本市の産業構造を産業別就業人口で見ると、第三次産業従事者が大きく増加しており、令和2年には29,782人で全体6割を超えています。

第一次産業従事者、第二次産業従事者は、共に年々減少傾向にあります。

図表-2. 産業別就業人口の推移

(各年10月1日)



(出典：国勢調査)

※分類不能な産業従事者がいるため、合計が就業人口と合わない場合があります。

第2項 障がい者（児）数

本市の障がい者（児）数の状況では、令和4年度で5,801人（重複含む）の方が障害者手帳を所持しており、そのうち身体障害者手帳所持者が全体の6割を占めています。

（1）身体障がい者（児）

身体障害者手帳所持者数は、令和4年度末現在で3,588人となっています。身体障がい児、身体障がい者は微減傾向にあります。

図表-3. 身体障害者手帳所持者数の推移 (単位:人、各年度末現在)

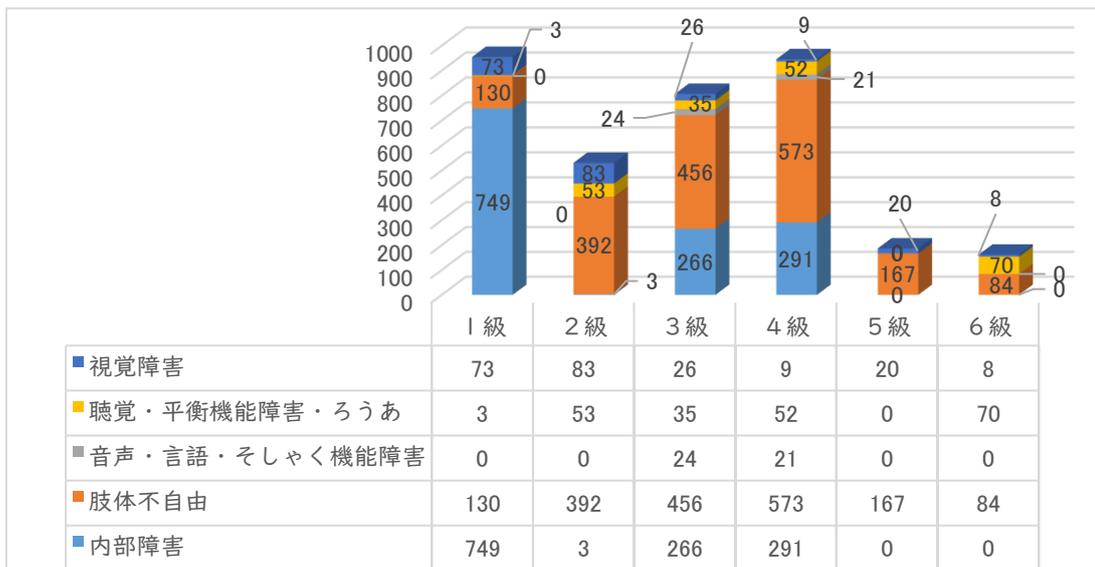
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増加率
身体障がい者（児）	3,753	3,702	3,588	△4.4%
18歳未満	64	58	55	△14.1%
18歳以上	3,689	3,644	3,533	△4.2%

(出典：安曇野市障がい者支援課)

障がい別にみると、肢体不自由の方が1,802人で全体の50.2%を占めています。内部障がいの方も多く1,309人となっています。

等級別では、1級の方が955人で最も多く、次いで4級が946人、3級が807人となっています。

図表-4. 身体障害者手帳の所持状況 (単位:人、令和4年度末現在)



(出典：安曇野市障がい者支援課)

(2) 知的障がい者（児）

療育手帳所持者数は、令和4年度末現在で933人です。そのうち、18歳未満の障がい児が213人（22.8%）、18歳以上の障がい者が720人（77.2%）、となっています。知的障がい者（児）は増加傾向にあります。

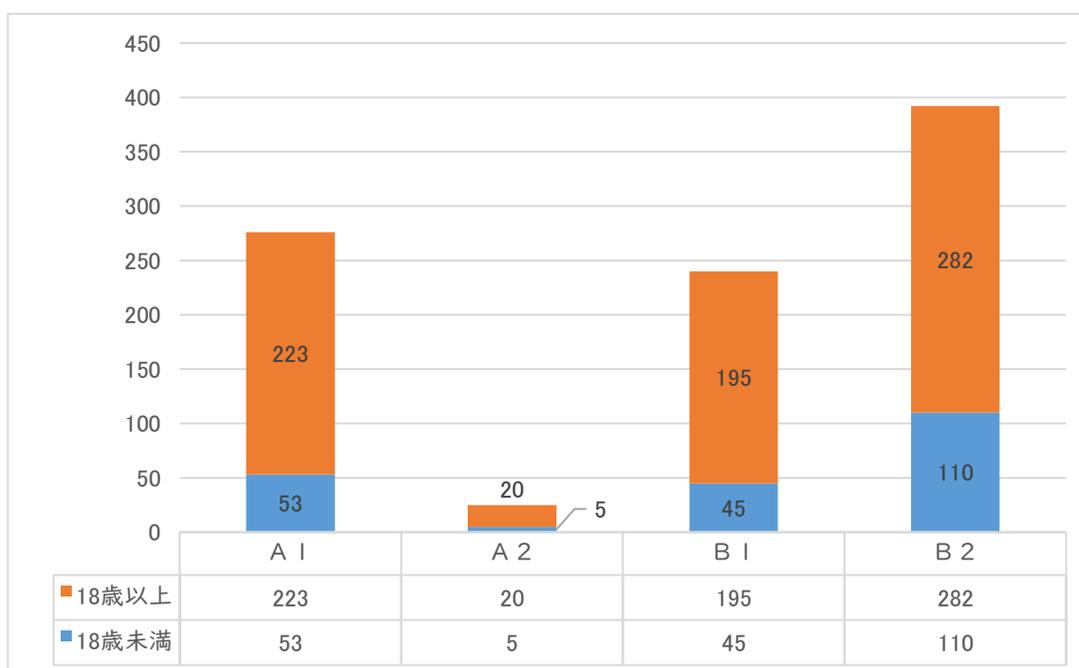
図表-5. 療育手帳所持者数の推移 (単位：人、各年度末現在)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増加率
知的障がい者（児）	868	895	933	7.5%
18歳未満	185	191	213	15.1%
18歳以上	683	704	720	5.4%

(出典：安曇野市障がい者支援課)

障がい程度別にみると、B2の方が392人で最も多く、次いでA1の方が276人、B1の方が240人となっています。

図表-6. 療育手帳の所持状況 (単位：人、令和4年度末現在)



(出典：安曇野市障がい者支援課)

※ A1…重度の知的障がい（IQ35以下）

A2…中度の知的障がい（IQ36～50）であって3級以上の身体障害を合併している者

B1…中度の知的障がい（IQ36～50）

B2…軽度の知的障がい（IQ51～75）

(3) 精神障がい者（児）

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和2年度末の1,177人から、令和4年度末には1,280人となり、精神障がい者が増加していることがわかります。

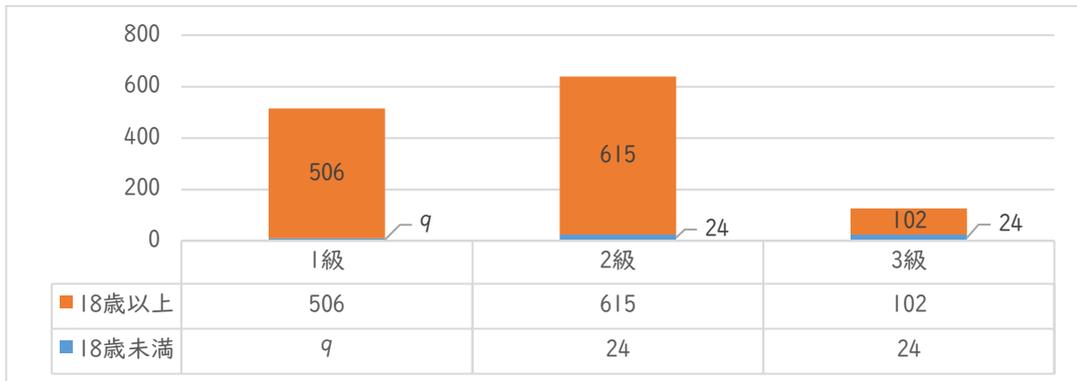
図表-7. 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (単位:人、各年度末現在)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増加率
精神障がい者（児）	1,177	1,229	1,280	8.8%
18歳未満	53	57	57	7.5%
18歳以上	1,124	1,172	1,223	8.8%

(出典：安曇野市障がい者支援課)

障がい程度別にみると、1級、2級の手帳所持者の割合が90%を超えています。

図表-8. 精神障害者保健福祉手帳の所持状況 (単位:人、令和4年度末現在)



(出典：安曇野市障がい者支援課)

(4) 難病患者

難病患者数は、令和2年度末の852人から、令和4年度末には893人となり、増加率は4.8%と増加していることがわかります。

図表-9. 難病患者数の推移 (単位:人、各年度末現在)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増加率
難病患者数	852	868	893	4.8%

(出典：松本保健福祉事務所)

第3項 地域資源

(1) 障がい者(児)施設

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所は増加傾向にあり、特に就労継続支援B型や共同生活援助の事業所が増加しています。

児童福祉法に基づく障害児通所支援は、児童発達支援、放課後等デイサービスの利用ニーズに合わせて事業所が大幅に増加しています。

図表-10. 障害者総合支援法・児童福祉法に位置づけられた市内障がい者(児)施設 (単位:ヶ所)

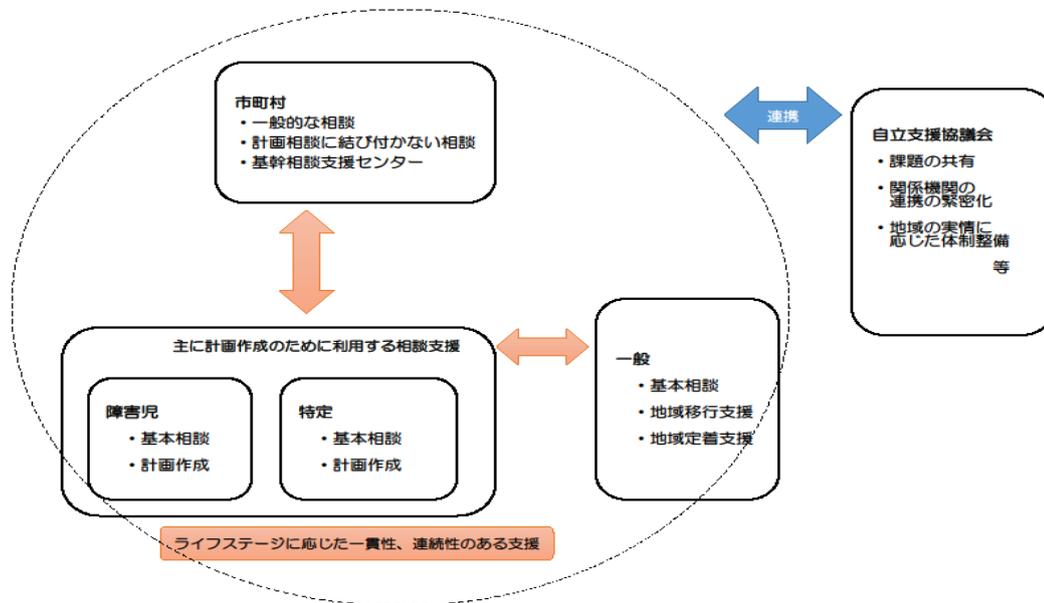
事業種別	サービスの種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度
訪問系サービス	居宅介護	13	14	15
	重度訪問介護	10	10	11
	行動援護	4	4	4
	同行援護	7	8	8
	重度障害者等訪問介護	0	0	0
日中系サービス	生活介護	9	9	10
	自立訓練(機能訓練)	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	1	1	1
	就労移行支援	1	1	0
	就労継続支援A型	1	2	2
	就労継続支援B型	18	18	21
施設系サービス	共同生活援助	23	24	25
	施設入所支援	3	3	3
	短期入所	5	5	5
	宿泊型自立訓練	1	1	1
障害児通所支援	児童発達支援	3	6	8
	放課後等デイサービス	10	14	18
	保育所等訪問支援	1	2	2
相談支援事業所	指定特定相談支援事業所	9	9	10
	指定障害児相談支援事業所	9	9	10
	一般相談支援事業所	1	1	1
障がい者基幹相談支援センター		1	1	1
障がい者総合相談支援センター		1	1	1
地域活動支援センター		4	4	4

(出典：安曇野市障がい者支援課)

(2) 相談支援体制

1) 相談支援事業

図表-11.



(出典：安曇野市障がい者支援課)

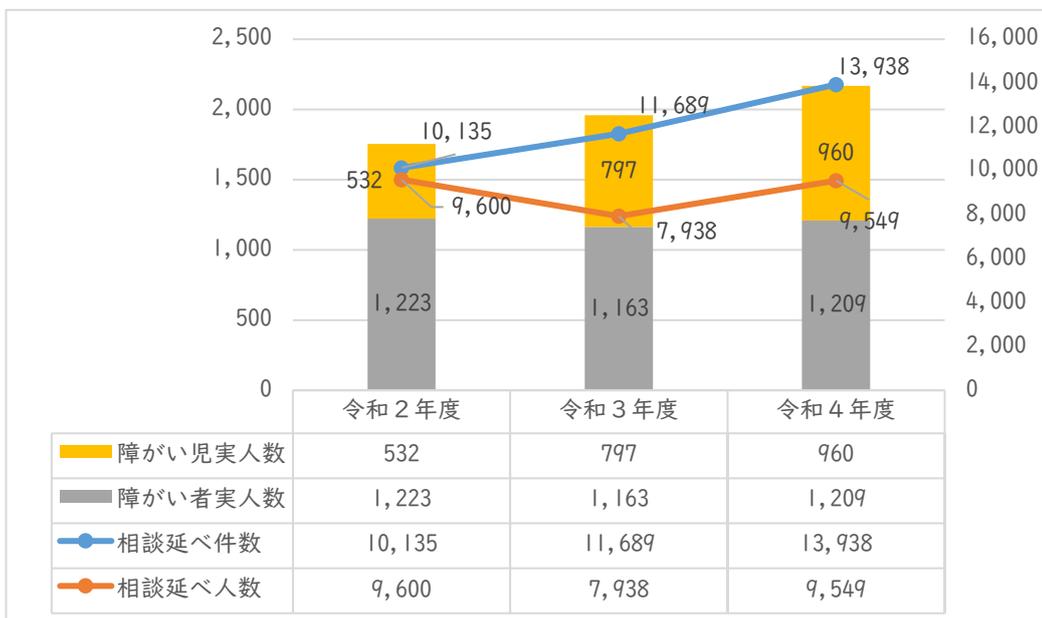
相談支援体制は、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントを行う計画相談支援、市町村相談支援事業として市担当課・障がい者基幹相談支援センター（以下「基幹センター」という。）・障がい者総合相談支援センター（以下「総合相談」という。）で実施する体制となっています。

また、令和4年度より安曇野市で自立支援協議会を設置し、他の行政機関、障害福祉サービス事業所、相談機関等と連携をとり協議会の運営、専門部会への職員の参加等を実施して、支援の体制に関する協議を行っています。

自立支援協議会の主な機能と構成

主な機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整 ・ 障害福祉計画等に関する事項 ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議 など
構成	<ul style="list-style-type: none"> ○行政 ○障がい者・当事者団体 ○障害福祉サービス事業者 ○保健・医療関係機関 ○教育関係機関 ○雇用関係機関 など

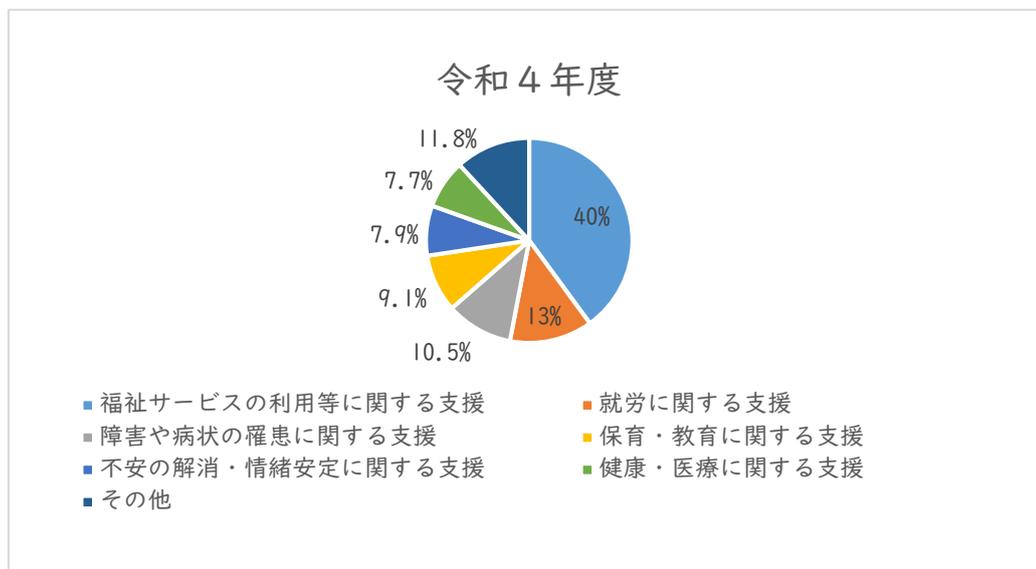
図表-12. 相談支援事業における相談件数・人数の推移 (単位:件)



(出典：安曇野市障がい者支援課)

令和4年度は13,938件の相談がありました。相談実人数は、障害児が年々増加しています。

図表-13. 相談支援事業における相談内容の内訳



(出典：安曇野市障がい者支援課)

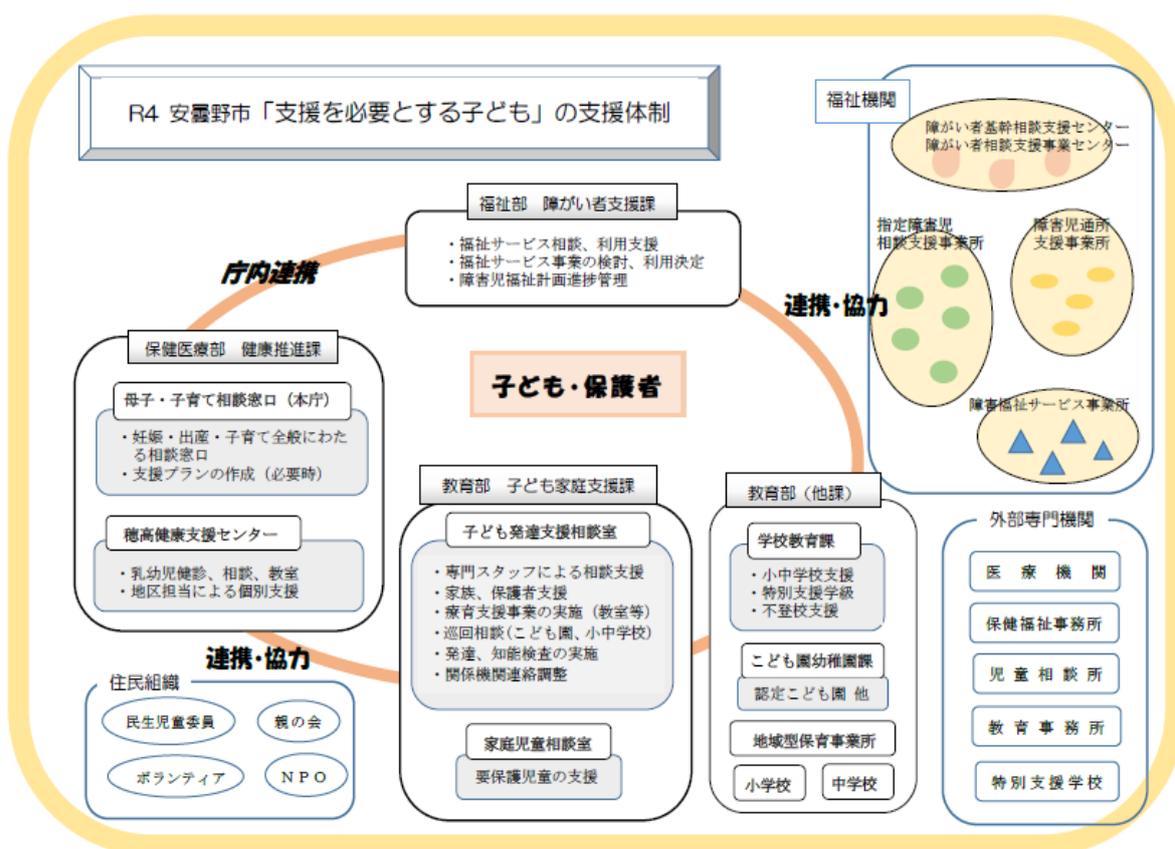
相談内容は「福祉サービスの利用等に関する支援」が40.0%、次いで「就労に関する支援」13.0%、「障害や病状の罹患に関する支援」10.5%「保育・教育に関する支援」9.1%となっています。

2) 障がい児相談支援事業

子ども発達支援相談室は、発達に心配のある子ども・保護者への相談や療育支援のための事業を実施し、必要に応じて医療や早期療育につなげるなど、乳児期から成長段階に応じて適切な支援を行い、18歳以降も安心して生活ができることを目指します。

市では、個々の状況に応じて保健・医療・保育・福祉・教育等の関係機関と連携して支援にあたっています。

図表-14.



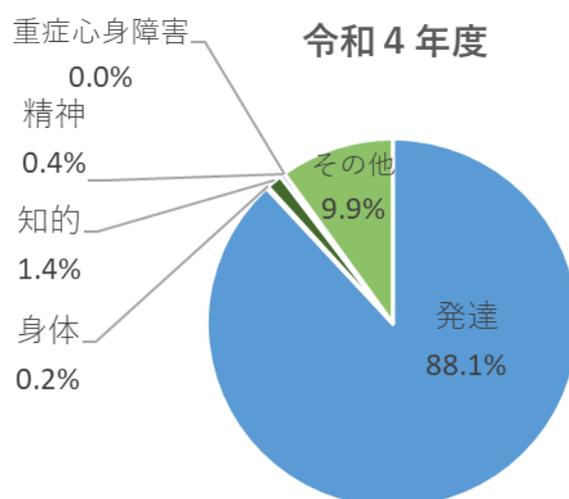
(出典：安曇野市子ども家庭支援課)

図表-15. 子ども発達支援相談室における相談数の推移 (単位:件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増加率
相談延べ件数	1,321	1,267	1,219	△7.7%
障がい児実人数	516	510	416	△19.4%

(出典：安曇野市子ども家庭支援課)

図表-16. 子ども発達支援相談室における相談内容の内訳



(出典：安曇野市子ども家庭支援課)

子ども発達支援相談室の相談内容の内訳は、発達に関する相談が88.1%であり、相談対象者の年齢は入学前が半数以上を占めています。また、その他9.9%の内容は、不登校、不登校傾向、親子関係などの相談となっています。

(3) 保育・教育環境

1) 市公立認定こども園等の状況

令和4年度入園児数は幼稚園を含み、2,331人です。また、加配配置を必要とする園児数は126人であり、増加傾向にあります。

図表-17. 公立認定こども園等の状況 (単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増加率
入園児数	2,384	2,329	2,331	△2.2%
加配配置のある園児	90	113	126	40%
看護師配置のある園児	1	2	1	0.0%

(出典:安曇野市こども園幼稚園課) ※公立認定こども園18 幼稚園1

2) 特別支援学級の状況

本市の小中学校に設置されている特別支援学級は、令和4年5月現在85学級(小学校55、中学校30)、通学・通級している児童・生徒は548人(児童365、生徒183)で令和2年度比20.2%増となっています。

図表-18. 特別支援学級の状況 (各年度5月現在)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増加率
小学校数	10校	10校	10校	0.0%
学級総数	207学級	205学級	211学級	1.9%
特別支援学級数	49学級	50学級	55学級	12.2%
児童総数	4,777人	4,744人	4,762人	△0.3%
特別支援学級児童数	297人	324人	365人	22.9%
(内)知的障がい	71人	78人	84人	18.3%
(内)自閉症・情緒障がい	224人	244人	280人	25.0%
中学校数	7校	7校	7校	0.0%
学級総数	106学級	105学級	104学級	△1.9%
特別支援学級数	28学級	29学級	30学級	7.1%
生徒総数	2,554人	2,507人	2,391人	△6.4%
特別支援学級生徒数	159人	180人	183人	15.1%
(内)知的障がい	43人	40人	43人	0.0%
(内)自閉症・情緒障がい	112人	137人	136人	21.4%

(出典:安曇野市学校教育課)

また、特別支援学校については、池田町に長野県安曇養護学校が設置されており、本市からも126人（本校116人、平成22年に設置されたあづみ野分教室10人）の児童・生徒が通学しています。

図表-19. 安曇養護学校の状況 (令和4年5月現在 単位:人・学級)

	小学部	中学部	高等部	あづみ野分室	訪問	合計	たんぼぼ
学級数	23	13	13	3	1	53	
児童・生徒数	73	50	56	21	5	205	(6)
安曇野市内からの通学者数	47	35	31	10	3	126	

(出典：安曇養護学校)

※たんぼぼ：重度の重複障がい児の学級（再掲）

※訪問：障がいのため通学が困難な児童・生徒（小・中・高）を対象に教師が自宅へ出向き教育する。

第4項 サービスの利用状況

(1) 障害福祉サービス等の状況

① 訪問系サービス

訪問系サービスを利用する障がい者は、居宅介護は横ばい、同行援護は減少傾向、行動援護は利用実人員、利用時間とも増加傾向にあります。重度訪問介護は令和3年度より市外事業者の利用を開始しています。

図表-20. 訪問系サービスの年間利用状況

	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増加率
居宅介護 (ホームヘルプ)	実人員	123人	127人	129人	4.8%
	総利用時間	16,019時間	16,250時間	15,801時間	△1.4%
	月あたり 利用時間	1,335時間	1,354時間	1,317時間	
重度訪問介護	実人員	0人	1人	2人	—
	総利用時間	0時間	3,228時間	9,990時間	—
	月あたり 利用時間	0時間	269時間	833時間	
同行援護	実人員	10人	9人	9人	△10%
	総利用時間	530時間	579時間	515時間	△2.9%
	月あたり 利用時間	44時間	48時間	43時間	
行動援護	実人員	15人	17人	21人	40%
	総利用時間	1,869時間	1,926時間	2,872時間	53.6%
	月あたり 利用時間	156時間	161時間	239時間	
重度障害者等 包括支援	実人員	0人	0人	0人	—
	総利用時間	0時間	0時間	0時間	—
	月あたり 利用時間	0時間	0時間	0時間	

(出典：安曇野市障がい者支援課)

*実人員：年間利用者実人員とする。

② 日中活動系サービス

全体的にサービスを利用する障がい者は増加傾向にあります。特に、就労継続支援A型利用者は市内外の事業所の増加に伴い利用者が増加しています。

図表-21. 日中活動系サービスの年間利用状況

	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増加率
生活介護	実人員	197人	200人	212人	7.6%
	総利用日数	41,361日	43,169日	45,350日	9.6%
	月あたり利用日数	3,447日	3,597日	3,779日	
自立訓練 (機能訓練)	実人員	1人	1人	3人	200%
	総利用日数	79日	89日	146日	84.8%
	月あたり利用日数	7日	7日	12日	
自立訓練 (生活訓練)	実人員	17人	15人	16人	△5.9%
	総利用日数	1,586日	1,123日	1,603日	1.1%
	月あたり利用日数	132日	94日	134日	
宿泊型 自立訓練	実人員	11人	10人	10人	△9.0%
	総利用日数	2,472日	1,928日	2,603日	5.3%
	月あたり利用日数	206日	161日	217日	
療養介護	実人員	16人	17人	16人	0%
	総利用日数	5,840日	5,528日	5,577日	△4.5%
短期入所 (福祉型)	実人員	54人	52人	37人	△31.4%
	総利用日数	2,214日	2,264日	1,249日	△43.6%
	月あたり利用日数	185日	189日	104日	
短期入所 (医療型)	実人員	6人	7人	6人	0.0%
	総利用日数	425日	431日	283日	△33.4%
	月あたり利用日数	35日	36日	24日	
就労移行支援	実人員	28人	33人	36人	28.6%
	総利用日数	2,394日	3,420日	3,454日	44.3%
	月あたり利用日数	200日	285日	288日	
就労継続支援 (A型)	実人員	20人	30人	50人	150%
	総利用日数	3,365日	6,948日	8,694日	158.4%
	月あたり利用日数	280日	579日	725日	

	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増加率
就労継続支援 (B型)	実人員	351人	377人	378人	7.7%
	総利用日数	57,933日	63,831日	65,516日	13.1%
	月あたり利用日数	4,828日	5,319日	5,460日	
就労定着支援	実人員	6人	4人	4人	△33.3%
	総利用日数	48日	28日	38日	△20.8%

(出典：安曇野市障がい者支援課) *実人員：年間利用者実人員とする。
*就労移行支援の中には就労アセスメントにおける利用者も含まれる。

③ 居住系サービス

全体的に横ばい傾向にあります。共同生活援助は市内外で事業所が増加しておりますが、重度の障がい者に対応できる事業所が少ないことが課題です。

図表-22. 居住系サービスの年間利用状況

	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増加率
自立生活援助	実人員	0人	1人	0人	0%
	総利用日数	0日	2日	0日	0%
共同生活援助	実人員	120人	126人	123人	2.5%
	総利用日数	35,586日	37,193日	40,582日	14.0%
施設入所支援	実人員	89人	88人	90人	1.1%
	総利用日数	29,281日	29,721日	31,087日	6.2%

(出典：安曇野市障がい者支援課) *実人員：年間利用者実人員とする。

④ 相談支援

計画相談支援はサービス利用者全員が対象となっています。実人員・総利用件数とも増加傾向にあり、相談支援専門員の人材育成が課題となっています。

図表-23. 相談支援の年間利用状況

	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増加率
計画相談支援	実人員	684人	714人	767人	12.1%
	総利用件数	2,307件	2,556件	2,899件	25.7%
地域移行支援	実人員	1人	1人	2人	200%
	総利用月数	3月	3月	3月	0%
地域定着支援	実人員	2人	2人	2人	0%
	総利用月数	24月	24月	22月	△8.3%

(出典：安曇野市障がい者支援課)

*利用支援は年間利用者実人員、継続支援は年間総回数とする。

⑤ 障害児通所支援

就学前の児童が利用する児童発達支援、就学後の児童が利用する放課後等デイサービスの利用者が増加しています。

図表-24. 障害児通所支援の年間利用状況

	実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増加率
児童発達支援	実人員	86人	123人	135人	57.0%
	総利用日数	4,536日	6,358日	6,357日	40.1%
	月あたり 利用日数	378日	530日	530日	
放課後等 デイサービス	実人員	180人	217人	260人	44.4%
	総利用日数	18,836日	22,943日	29,732日	57.8%
	月あたり 利用日数	1,570日	1,912日	2,439日	
保育所等 訪問支援	実人員	29人	34人	47人	62.1%
	総利用日数	87日	88日	80日	△8.0%
	月あたり 利用日数	7日	7日	7日	
居宅訪問型 児童発達支援	実人員	2人	1人	1人	△50%
	総利用日数	42日	62日	53日	26.2%
	月あたり 利用日数	4日	5日	4日	
福祉型障害児 入所支援	実人員	0人	0人	0人	—
医療型障害児 入所支援	実人員	8人	7人	7人	△12.5%
障害児 相談支援	実人員	273人	354人	411人	50.5%
	総利用件数	877件	1,233件	1,480件	68.8%

(出典：安曇野市障がい者支援課) *実人員：年間利用者実人員とする。

(2) 自立支援医療の給付状況

① 育成医療

育成医療受給者は、音声・言語・そしゃく障害の比率が高くなっています。

図表-25. 育成医療受給者数の推移 (単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増加率
視覚障害		0	1	0	－
聴覚・平衡機能障害		1	2	0	－
音声・言語・そしゃく障害		10	7	7	△30.0%
肢体不自由		1	0	0	－
内部障害	心臓	0	0	0	－
	腎臓	0	0	1	100.0%
	小腸	0	0	0	－
	肝臓	1	1	0	－
	その他	0	0	0	－
免疫機能		0	0	0	－
合 計		13	11	8	△38.5%

(出典：安曇野市障がい者支援課)

② 更生医療

更生医療受給者数は、内部障害の比率が高くなっています。

図表-26. 更生医療受給者数の推移 (単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増加率
視覚障害		0	0	0	－
聴覚・平衡機能障害		1	2	0	－
音声・言語・そしゃく障害		0	0	0	－
肢体不自由		0	1	0	－
内部障害	心臓	12	16	6	△50.0%
	腎臓	24	27	31	29.1%
	小腸	0	0	0	－
	肝臓	1	2	2	100.0%
	その他	0	0	0	－
免疫機能		11	11	10	△9.1%
合 計		49	59	49	0.0%

(出典：安曇野市障がい者支援課)

③ 精神通院医療

精神通院医療受給者の中では統合失調症の方が全体の約4割を占めています。

図表-27. 精神通院医療受給者疾病別受給者数 (単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増加率
器質性精神障害	179	155	138	△22.9%
薬物性精神障害	26	21	24	△7.7%
統合失調症	688	728	702	2.0%
気分障害	467	517	550	17.8%
神経症	189	194	216	14.3%
行動障害	8	10	7	△12.5%
人格障害	7	8	6	△14.3%
精神遅滞	26	37	29	11.5%
発達障害	133	148	138	3.8%
情動障害	35	38	38	8.6%
てんかん	95	99	103	8.4%
その他	0	0	0	—
分類不明	1	1	2	100.0%
合計	1,854	1,956	1,953	5.4%

(出典：松本保健福祉事務所)

(3) 補装具給付

補装具の購入・修理のサービス利用件数は、ほぼ横ばいでの推移となっています。

図表-28. 補装具給付サービスの利用状況 (単位：件)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	増加率
18歳以上	購入	58	68	61	5.2%
	修理	42	42	52	23.8%
18歳未満	購入	37	27	22	△40.5%
	修理	11	8	4	△63.7%
合計		148	145	139	△6.1%

(出典：安曇野市障がい者支援課)

(4) 地域生活支援事業

日常生活用具給付等事業、移動支援事業については、ほぼ横ばいで推移しています。意思疎通支援事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業については、利用件数や利用回数が増加傾向になっています。

図表-29. 地域生活支援サービスの利用状況

事業の種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度
理解促進研修・啓発事業	講演会実施	講演会実施	講演会実施
自発的活動支援事業	3団体	3団体	3団体
相談支援事業	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	0件	1件	1件
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施
意思疎通支援事業	174件	222件	289件
日常生活用具給付等事業	2,365件	2,420件	2,407件
手話奉仕員養成研修事業	中止	4人	11人
移動支援事業	41人	49人	45人
	2,059時間	2,241時間	2,027時間
地域活動支援センター機能強化事業	3事業所	3事業所	3事業所
訪問入浴サービス事業	10人	10人	12人
	761回	795回	826回
日中一時支援事業	72人	59人	82人
	2,065回	2,219回	2,354回
レクリエーション等活動等支援	2団体	2団体	2団体
芸術文化活動振興	0団体	0団体	0団体

(出典：安曇野市障がい者支援課)

(5) 権利擁護

①成年後見

成年後見制度については、対象者や家族等からの相談を受け、関係機関へつないでいます。特に法人後見の必要がある場合は、成年後見支援センターかけはしと連携して制度の円滑な利用に努めています。

令和4年度成年後見支援センターかけはしで実施した事業としては、法人後見等の受任（新規受任：高齢者2件、障がい者0件）、本市権利擁護検討会への職員出席、研修会等の開催があげられます。その他に、市民後見人養成事業、市民後見人材バンク登録者実務実習の実施により、今後の市民後見人の養成・活用が期待されます。

②障がい者虐待防止

障がい者虐待防止については、通報・相談とも件数としては多くありません。引き続き相談窓口や障がい者虐待について周知し、虐待防止に努めます。

図表-30. 障がい者虐待への対応

虐待の種類 (虐待者)	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	通報等	虐待数	通報等	虐待数	通報等	虐待数
養護者	1件	0件	7件	4件	5件	2件
内容	身体的1		身体的4 心理的1 経済的2 性的1 ※	身体的3 心理的1	身体的2 心理的3 放棄放任 1 ※	身体的1 心理的1
福祉施設従事者等	2件	0件	3件	0件	2件	0件
内容	身体的1 経済的1		身体的1 心理的2 放棄放任 1 経済的1 ※		身体的1 経済的1	
使用者	0件	0件	0件	0件	0件	0件
内容						

(出典：安曇野市障がい者支援課)

※内容重複案件

第5項 雇用・就労の状況

(1) 民間企業における障がい者雇用の状況

民間企業における障がい者雇用率は、長野県、全国ともに増加しています。

図表-31. 障がい者雇用率の推移 (単位：%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ハローワーク松本管内	2.04	2.05	2.04
長野県	2.25	2.29	2.31
全 国	2.15	2.20	2.25

(出典：松本公共職業安定所)

(2) 福祉的就労の状況

市内の福祉的就労場所は、就労継続支援B型事業所が増加傾向にあります。

また、近隣市町村の福祉的就労場所については、就労継続支援A型事業所が増えてきています。

図表-32. 市内の福祉的就労場所の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
就労継続支援A型事業所	1か所	2か所	2か所
就労継続支援B型事業所	18か所	18か所	21か所

(出典：安曇野市障がい者支援課)

第3章 障がい者施策における課題

国における施策展開や社会経済情勢の動向、また、本市における障がいのある人を取り巻く状況などを踏まえ、今後の障がい者施策の推進にあたって重点的に取り組むべき課題を整理すると、次のようになります。

1 気軽に相談できる相談支援体制の充実・強化

障がい者が地域で安心して自立した生活を送っていくためには、障がい者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要なときにいつでも相談でき、適切な支援につながる体制づくりが求められています。

相談支援体制は、平成27年度から障害者総合支援法で義務づけられた基本相談支援を基盤とした計画相談支援が重要な役割を担っています。本市窓口においては、一般的な相談支援を行うほか、体制整備や社会資源の開発等も加えた相談事業を基幹センターで行っています。

障がい者の地域での生活を支える大きな役割が期待されているほか、就学前から就業支援まで、一貫した相談支援体制を望む声が多くきかれます。本市では、平成24年度に開設した子ども発達支援相談室に専門スタッフを配置し、早期発見・早期支援に繋がっています。支援に必要な情報を共有できる関係機関のネットワークを構築し、生涯にわたる一貫した支援を目指します。

障がい者の高齢化、重度化や「親なき後」を見据えた地域情勢の中で相談支援の核となる基幹センターの充実を図り、安心して地域生活が送れるよう地域拠点整備を行っていかねばなりません。

求められる重点的な取り組み

- 自立支援協議会との連携の中で、基幹センターと総合相談の充実を図り、安曇野市の相談支援体制の機能強化に努めます。
- 相談支援専門員が行う支援への指導強化や連携強化などを行い、相談支援専門員の質の向上等人材の確保と育成に努めます。
- 保健・医療・福祉・教育・就労のほか各分野の関係機関ネットワークを構築し、一人ひとりの状況についての情報共有の仕組みづくりを検討します。
- 児童の相談支援、療育及び他機関との連携を強化し、児童発達支援センターの設置について検討します。

2 地域で自立するための活動の場・働く場の確保

障がいのある人が地域で生活を続けていくためには、障がい特性や個々のニーズに応じた活動の場、働く場が身近なところにあることが必要です。

企業での雇用を促進するためには、障がい者本人をはじめ就労を支援する職員等の「企業で働くことへの具体的なイメージ」を理解することが重要となります。そのためには、就労支援セミナー、事業所見学会、障害者就労アドバイザーによる助言を実施し企業での雇用についての理解促進を図る必要もあります。また、教育機関における就労に向けた支援の充実、就労移行支援・就労継続支援A型・B型事業所利用者の一般就労への移行の促進、就職しても短期間で離職することのないよう就職後の定着支援の強化が必要となります。

就労継続支援事業や就労移行支援事業を推進することで障がい者の働く場の確保を図り、地域生活支援事業における地域活動支援センターの充実を図るとともに、地域における一般就労をいかに拡充していくか等について、市民・事業者・関係機関とともに検討していかなければなりません。

さらに、一人ひとりのニーズや課題に応じて、職業準備訓練や職場実習あっせん、求職活動への同行、生活面の支援など様々な相談に応じる障害者就労・生活支援センターやジョブコーチ、トライアル雇用等の制度を活用しながら、就労環境への適応および雇用促進を図っていく必要があります。



求められる重点的な取り組み

- 就労継続支援事業、就労移行支援事業の推進、地域活動支援センターの充実に努めます。
- 個々のニーズに応じた職業準備訓練や職場実習あっせん、生活面の支援など様々な相談に応じるため、障害者就労・生活支援センターの活用を図ります。
- 企業等への理解促進を図りながら一般就労の場および福祉的就労の場の拡大に努めます。
- 一般就労に移行した障がい者の職場定着支援について、就業支援ワーカーとの連携を図りながら強化していきます。
- 就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行う就労定着支援を関係機関と連携し実施に努めます。
- ハローワークを中心とした地域の関係機関による就労支援ネットワークの充実に努めます。

3 地域での生活を支えるためのサービスの充実

障がいのある人が、地域でその人らしく自立した生活を送れるようにするためには、地域での生活を支えるためのサービスの充実が欠かせません。

必要なサービスが受けられる在宅サービスの充実をはじめ、住宅やグループホームなどの生活の場、日常的な居場所の確保、障がいの発生予防や軽減および悪化防止に向けた保健・医療の充実、安心して生活していけるための経済的支援など、地域をあげた包括的な支援を進めていくことが必要です。

一人ひとりの状況に応じた適切なサービス提供がなされるためには、相談支援体制の充実を図り、個々の状態やニーズに対応し、かつ自己選択・自己決定を最大限に尊重できるよう、サービス提供事業者の質の向上、専門的な人材やボランティアなど、サービス提供を支える人材の育成・確保が必要です。

特に医療的ケア児は、継続的な医療管理や看護が必要で、家庭と医療機関の連携が重要です。また強度行動障がい者（児）は、社会参加や日常生活の困難さに直面し、専門的な支援や教育が必要です。両者にとって、個別に適した支援体制の構築が課題であり、家族や専門職の協力が欠かせません。

さらに、障がいのある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みづくりが必要です。



求められる重点的な取り組み

- 必要な人に適切なサービス提供がなされるよう、ケアマネジメント体制の確立とサービス等の情報提供の充実に努めます。
- サービスの担い手となる事業者の育成、専門的な人材の育成・確保に向け、各種研修の実施および参加促進を図ります。
- 居住支援のための相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応など、生活を地域全体で支えるサービス提供の体制づくりに努めます。
- 医療的ケア児や強度行動障がい者（児）の障がい特性に合わせた支援体制の構築を図り、受け皿となる基盤整備の充実に努めます。

4 ともに生きるための暮らしやすい環境づくり

障がいのある人となない人とが分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に暮らせる社会を実現するために平成28年4月から「障害者差別解消法」が施行されました。この法律では、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が求められています。

本市における各障害者手帳の所持者数は5,801人(令和4年3月31日現在)で、およそ市民17人に1人(約6.0%)の割合となっています。またこれに、障がいがあっても手帳を所持していない人などを加えると、何らかの支援や配慮が必要な人の割合はさらに高くなるものと思われます。

障がいのある人のみならず、すべての人にとっても暮らしやすいまちであるとの考え方にたって、「ユニバーサルデザイン」の視点で施策を進めていくと同時に、まちやものにとどまらず、情報、サービス、こころといったソフト面でのバリアフリー化を推進していくことが必要です。

とりわけ、啓発や教育、交流など多様な手段・機会を通じて、障がいに対する人びとの理解を促進し、支援と交流の輪を広げていくことは、非常に重要な課題となります。



求められる重点的な取り組み

- 行政や民間事業者だけでなく、地域社会全体で障がい者差別を解消できるよう取り組みに努めます。
- 障がいのあるなしにかかわらず、さまざまな人が集い、交流できる機会の充実を図ります。
- 多くの人々が利用する公共的施設について、計画的にバリアフリー化を推進するとともに、生活の拠点となる居住環境のバリアフリー化を支援します。
- 障がい特性に応じた情報提供やコミュニケーション支援、移動支援に努め、社会参加の促進を図ります。
- 教育機関や生涯学習等での福祉教育の充実に努め、障がいそのものの理解や障がい者、障がい児に対する理解を促進します。

第2部

障害者基本計画

第1章 計画の基本方針

第1項 基本理念（障がい者施策における基本的な考え方）

障がいの有無に関わらず、お互いが地域の一員として認め合い、いきいきと安心して暮らすことができるまちを目指します。

そのためには、

- 共生社会の実現に向け、障がい者が自らの決定に基づき、必要な支援を受けながら、その能力を最大限発揮できることが重要です。
- 社会参加を制約する障壁を取り除いていくことで、安心して豊かな生活を送ることができる体制づくりが必要です。
- 地域社会の対等な構成員として、社会参加等を通じてその責任を分担していくことが必要です。
- 持続可能で、多様性と包摂性のある環境づくりを進めることが必要です。

そこで、このまちづくりの方向性を

「多様性を認め合い いつまでも安心して地域で生活できる

共生のまちづくり」

というキャッチフレーズで表現し、行政、市民、社会福祉法人、NPO法人や企業等、地域全体がこの基本理念を共有しながら、その実現に向けた施策展開を図ります。

また、本市は令和3年1月に地方自治体が国や企業、団体、学校・研究機関、住民などと連携して、地方からSDGs（※）を推進し、地域の課題解決と地方創生を目指していくという考え・決意を示す「SDGs日本モデル宣言」に賛同しています。SDGsの達成に寄与するため、あらゆる主体とともに持続可能なまちづくりを進めていきます。

障害者福祉の分野では特に「③すべての人に健康と福祉を」や「④質の高い教育をみんなに」、「⑧働きがいや経済成長も」、「⑩人や国の不平等をなくそう」、「⑪住み続けられるまちづくりを」、「⑯平和と公正をすべての人に」、「⑰パートナーシップで目標を達成しよう」などの目標達成に対する貢献が期待されます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※SDGs:Sustainable Development Goalsの略称。日本語では「持続可能な開発目標」という意味になる。平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年から令和12年までの世界共通目標であり、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指すための17のゴールと169のターゲットから構成されている。

第2項 基本目標

基本理念に基づき、「多様性を認め合い いつまでも安心して地域で生活できる 共生のまちづくり」の実現に向け、本計画においては、下記の3つの基本目標を掲げ、障がいのある方の自立を支えるまちづくりを目指します。

基本目標1 多様性を尊重し、お互いを思いやり、ともに支えあう「地域共生社会」の環境づくり

共生社会を実現させるために、多くの交流活動を通じて障がいや障がいのある人への理解を促進し、様々な心身の特性や考え方を持つ多くの人々に対する、心のバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進します。

地域の人々すべてが、一人ひとりの個性や人格と考え方を尊重しあいながら多様性を尊重し、お互いを思いやり、ともに支え合う地域社会づくりを目指します。

基本目標2 地域で「安心」して自分らしく暮らし続けることができる支援づくり

障がいのある人の悩みや要望、提案などの声を聞き、ニーズを的確に把握しながら、サービス提供主体の確保および質の向上を図ります。

住み慣れた地域で安心して生活を送るため、個々の抱えるニーズや課題に対応した、生涯を通じて一貫したきめ細かな支援ができるよう包括的な支援体制の充実および権利擁護の推進に努めます。

関係機関および関係分野の総合的な連携のもと、地域で安心して自分らしく暮らしていくことのできる地域社会づくりを目指します。

基本目標3 社会活動への参加と生きがいに満ちた「豊かな」暮らしづくり

一人ひとりがその能力を伸ばし、発揮しながら地域社会の一員として自立し、その人の意向に応じて積極的に社会参加しながら貢献することができる環境づくりを推進します。

意欲と生きがいに満ち、継続して心豊かに暮らしていくことのできる地域社会づくりを目指します。

第3項 施策体系

基本目標の実現に向け、各分野および関係機関等と連携を図りながら、効果的で効率的な施策展開を図ります。

基本目標1 多様性を尊重し、お互いを思いやり、ともに支えあう
「地域共生社会」の環境づくり

1 相互理解	主要施策1-1 交流機会の創出
	主要施策1-2 福祉教育の推進
	主要施策1-3 理解促進の研修・啓発
2 生活環境	主要施策2-1 ハード面のバリアフリー化
	主要施策2-2 ソフト面のバリアフリー化
	主要施策2-3 防災・防犯対策の充実

基本目標2 地域で「安心」して自分らしく暮らし続けることができる
支援づくり

3 生活支援	主要施策3-1 相談支援体制の強化
	主要施策3-2 在宅生活支援の充実
	主要施策3-3 権利擁護の推進
	主要施策3-4 情報提供の充実
4 保健・医療	主要施策4-1 健康の保持増進と早期支援
	主要施策4-2 児童発達相談支援の充実
	主要施策4-3 精神保健の推進

基本目標3 社会活動への参加と生きがいに満ちた「豊かな」暮らしづくり

5 教育・育成	主要施策5-1 就学前保育・教育の充実
	主要施策5-2 特別支援教育の推進
6 雇用・就労	主要施策6-1 一般就労の促進
	主要施策6-2 福祉的就労の場の確保
7 社会参加	主要施策7-1 スポーツ・芸術文化活動の促進
	主要施策7-2 意思疎通支援の充実
	主要施策7-3 障がい者団体の育成・支援

第2章 施策の展開

第1項 相互理解

主要施策1-1 交流機会の創出

現況と課題

障がい者が地域社会において豊かな人間関係の下で暮らし続けることができるよう、ともに生き、支えあう「共生のまち」を実現することが必要です。

平成21年度から精神障がい者に対する普及啓発、交流促進のため「地域で共に生きようフェスティバル」を2年に1回開催しており、市民、事業所、市職員により実行委員会を組織し開催しています。今後は障がい種別や障がいのあるなしに関わらず交流を創出するための取り組みを推進していく必要があります。

施策の方向性

コロナ禍が収束するなか、障がい者団体や施設等で行われるイベントへの市民の参加を促進します。また各種イベントにおいて障がい者でも参加しやすい運営方法の検討などにより、さまざまな人たちとの交流機会の創出に努めます。障がいのあるなしを問わないふれあいを通じて、障がいおよび障がいのある人に対する理解の促進を図ります。

具体的な取り組み

- ・各種イベント等への参加支援
- ・広報誌における啓発
- ・各種団体・施設等の活動に対する支援
- ・障がい者（児）福祉施設合同展示及び販売会開催の支援



主要施策 1-2 福祉教育の推進

現況と課題

より多くの市民が障がいに対する理解を深めることは、共生のまちづくりを進めるうえで欠かせません。

現在、小中学校においては、人権教育やキャリア教育の一環として障がい者本人や障がい福祉従事者による講演会や施設での福祉体験学習等を実施しています。高等学校においては、教科学習で扱うほか、クラブ活動やキャリア教育の一環として地域と関わる活動の中で障がいへの理解促進が行われています。また、放課後や休日においては、放課後児童クラブなどで障がい児の受け入れを行っています。

障がい者に対する理解を深めるためには、子どもの頃から障がいのあるなしにかかわらず一緒に過ごすことが重要であると考えられることから、今後も学校教育における福祉教育を推進するとともに、市民に対しさまざまな機会を通じて障がい者に対する理解を深める取り組みを推進していく必要があります。

また、障害者差別解消法の施行に伴い市で制定した「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する安曇野市職員対応要領」などを用いて、市職員に障がいの特性の理解を深めると共に、障がい者に適切な対応をするために必要な職員研修などの機会を継続的に創出していく必要もあります。

施策の方向性

今後も、子どもの頃からさまざまな場面や機会を通じて、障がいや人権に対する理解を深めるための学習・交流機会の充実に努めるとともに、地域全体で障がいに対する知識の習得や障がい者への理解を深めるための場の創出に努め、お互いを尊重し思いやる心の醸成を図ります。

また、市職員に対して障がいへの理解を深め、障がい者に適切な対応をしていくための研修会等の充実に努めます。

具体的な取り組み

- ・小中学校での人権教育の実施及び高等学校での学習、交流を通しての理解促進
- ・福祉講座、講演会等の充実
- ・市職員に対する研修の充実

主要施策 1-3 理解促進の研修・啓発

現況と課題

障がいのある人が地域生活を送るためには、市民一人ひとりが障がいや障がい者に対する理解を深めていくことが大切です。

本市においては、令和4年に「安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり条例」を制定し、これに基づいた「安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり計画」を策定して、具体的な取組や目標を定めて共生社会づくりを推進することとしています。

障がい者と地域住民との交流の機会を増やすなど、地域全体で障がいや障がい者への理解を深めることが重要であり、広く啓発・広報活動を行っていく必要があります。

施策の方向性

障がいや障がい者に関する正しい理解を広めるため、様々な場面において引き続き周知を図っていきます。

障害者週間等の機会をとらえ、各種講演会や研修等により啓発を行うとともに、広報により周知を引き続き図っていきます。

多くの市民が参加できる企画について検討し、交流の場の拡大を図り、共生社会の実現を目指していきます。

具体的な取り組み

- ・ 広報誌、市ホームページによる広報の推進
- ・ 「出前講座」等による理解促進
- ・ 「障害者週間」に合わせた研修会や講演会の開催

第2項 生活環境

主要施策2-1 ハード面のバリアフリー化

現況と課題

共生のまちづくりを進めていくためには、地域生活の基盤となる生活空間において、日常生活や外出、社会参加の妨げになるさまざまなバリアを取り除いていかなければなりません。

市の施設や幹線道路等においては、段差の解消や点字ブロック、夜間照明の設置など、障がい者に配慮した施設整備を進めており、引き続き計画的な整備を推進していく必要があります。

県では平成28年度から障がい者等用駐車区画の適正利用を促進するため信州パーキング・パーミット制度を開始し、市もこの事業の推進を支援しています。

また、外出支援については、デマンド交通の活用、タクシー券の交付、リフト付自動車の貸し出し等と併せて、障がい者が利用しやすい交通環境の整備を市全体で包括的に考えていくことが必要です。

施策の方向性

障がい者にやさしい住宅改良促進事業に関する制度の周知を図りながら、障がいのある人が暮らしやすい住環境づくりを支援します。

市の施設については、すべての人が使いやすいユニバーサルデザインの視点にたってバリアフリー化を推進していきます。併せて不特定多数の人が集まる民間施設やエリアについても、バリアフリー化への取り組みを働きかけるとともに、信州パーキング・パーミット制度の周知にも努めます。

障がい者が利用しやすい交通環境の整備を市全体で包括的に考えていきます。

具体的な取り組み

- ・住宅改良促進事業による住環境整備の支援
- ・公共的施設のバリアフリー化の推進
- ・道路交通環境のバリアフリー化の推進
- ・信州パーキング・パーミット制度の推進
- ・市全体の包括的な交通環境整備の推進



主要施策2-2 ソフト面のバリアフリー化

現況と課題

障がい者が地域で安心して暮らし、積極的に社会参加していくことができる環境づくりの推進にあたっては、ハード面のみならず、ソフト面のバリアフリー化も必要です。

障がいのある人にとって日常生活や社会生活を営む上で行動の妨げとなるものは、物理的なものだけではなく、制度、慣行、観念なども含めた「社会的障壁」です。平成28年度から施行された「障害者差別解消法」では、障がい者から社会的障壁の除去を必要としている意思の表明があった場合、過重な負担になりすぎない範囲で、「合理的配慮」の提供を求めています。

今後は、合理的配慮の提供に向けた取り組みについて検討、推進していくとともに、市民に対し障がい者にとっての社会的障壁について理解の促進を図り、バリアをつくらぬまちづくりを推進していく必要があります。

施策の方向性

障がいのある人にとって日常生活や社会生活を営む上で行動の妨げとなる「社会的障壁」を取り除くための取り組みを推進し、障がいのある人が安心して心豊かに暮らし、いける環境づくりを進めます。

また、合理的配慮の提供に向けた取り組みを推進していくと共に、民間事業者にも合理的配慮を行うよう働きかけていきます。

具体的な取り組み

- ・ 障がい福祉関係団体等との懇談会の開催
- ・ 社会的障壁に対する啓発の推進
- ・ 合理的配慮の提供の推進
- ・ 民間事業者への合理的配慮提供の働きかけ

主要施策2-3 防災・防犯対策の充実

現況と課題

災害時等に自力避難できない人や緊急時に周囲に連絡できない人など多くの障がい者が不安を抱えています。いざというときには、障がい者と地域が連携できる支援体制の強化が必要です。

現在、防災対策としては、地域ごとの自主防災組織の設置、支えあいマップの整備が進んでおり、きめ細かな支援体制が構築されつつあります。また、本市では避難行動要支援者名簿を作成し毎年更新することで、支援が必要な障がい者の把握をしています。

さらに、防犯対策としては、防犯関係団体や警察との連携のもと犯罪被害予防の啓発活動を行っていますが、障害者基本法の改正により「消費者としての障がい者の保護」の規定が加えられたこと等、これまで以上に障がい者の消費生活への支援と啓発を図っていく必要があります。

施策の方向性

防災対策については、いざというときの初期活動が円滑に行われるよう、避難支援を必要とする要配慮者の状況等を把握しながら、障がいの特性に応じた情報提供と避難体制の強化を推進していくとともに、障がい者に対する防災知識の普及・啓発を図ります。また、福祉避難所における障がいのある人の受入体制についてさらに検討していきます。

防犯対策については、知識の普及および啓発活動を引き続き進めるとともに、関係機関等と連携しながら、障害者支援施設をはじめとした社会福祉施設における安全確保を強化していきます。

具体的な取り組み

- ・市防災計画の推進
- ・防災、防犯知識の普及及び意識啓発
- ・地域防災、防犯体制の確立、強化
- ・災害時メール受信サービス、防災ラジオ等緊急通報体制の充実
- ・避難行動要支援者の把握と避難所における障がい者への配慮及び福祉避難所の設置
- ・個別避難計画（※）の策定に向けた検討

※個別避難計画：避難行動要支援者（高齢者、障がい者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画

- ・社会福祉施設の安全確保の徹底

第3項 生活支援

主要施策3-1 相談支援体制の強化

現況と課題

障がい者の地域生活を支えるための相談支援体制は重要な障がい者施策の一つです。身近で気軽に相談できる体制の充実が必要です。

本市では体制整備の核となる障がい者基幹相談支援センターを令和4年度より設置し、地域の相談支援体制の整備や地域資源の開発などを行い、地域での暮らしの安心感を担保する支援を行っています。また、障がい者（児）の適切なサービス利用に向けて計画相談支援を実施しているほか、市担当窓口及び障がい者総合相談支援センターにおいて相談に応じています。

また、子ども発達支援相談室では、子どもの発達等の相談拠点として保護者、認定子ども園、学校、医療機関等からの相談や支援に対応しており、子どもから大人までの切れ目のない支援について連携強化をさらに進めていく必要があります。

施策の方向性

障がいの状態や本人の意向に沿ったきめ細かな支援に応じられるよう、一人ひとりの障がいの状況や能力、本人の意向の把握に努め、自立を希望する者に対しより継続的で専門的な相談支援が行える体制づくりを推進します。

総合相談や各相談窓口を充実させ、基幹センターでは不足しがちな相談支援専門員をバックアップし、人材育成や専門性の向上に資する支援等を行います。

また、誰もが身近で気軽に相談できるよう、相談体制や窓口等について、さまざまな機会や媒体を通じて、障がい者やその家族等に周知していきます。

具体的な取り組み

- ・ 相談窓口及び基幹センターと総合相談の充実
- ・ 相談員の人材確保と育成、専門性の向上
- ・ 総合的な相談ネットワークの構築
- ・ 子ども発達支援相談室の充実及び児童発達支援センターの設置
- ・ 相談支援体制の周知

主要施策3-2 在宅生活支援の充実

現況と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅生活を支えるサービスを充実し自立した生活を支援していくことが求められています。

また、地域での暮らしを継続するためには、障がい者の在宅生活を支える家族や介護者に対する支援の充実も必要な取り組みです。保健・医療・教育・労働・福祉などの専門分野の関係機関や当事者等家族で構成する自立支援協議会を活用し地域の支援体制の整備を図る必要があります。

加えて、障がい者の高齢化、重度化や「親なき後」を見据えつつ障がい者（児）の地域生活支援をさらに推進する観点や地域移行に向けた支援の拡充の観点からも地域生活支援拠点等の整備を進める必要があります。

本人の意向を尊重し、障がいの状態や生活状況を十分把握しながら、安心して暮らしていくことのできる生活の場を確保するには、地域住民の障がい者に対する理解促進も必要な取り組みです。

施策の方向性

地域で必要な支援を受けながら自立した生活を営むため必要な方が必要な量の支援を受けられるようサービス及び福祉用具等の提供体制の充実を図ります。また、強度行動障害や医療的ケアの必要な障がい者への支援のために専門職の資質向上に努めます。

地域で暮らし続けることや施設から地域へ生活の場を移すことを希望している障がい者の受け皿として、既存の地域資源の活用および地域住民の理解促進を図りつつ、地域生活支援拠点等の整備を推進します。

自立支援協議会を充実させ、地域づくりを進めるために専門分野の関係機関やサービス実施の事業者へ参加を促し、地域課題の抽出を通じて支援体制整備の検討を進めます。

具体的な取り組み

- ・ 障害福祉サービスの充実とサービス利用のための情報提供の充実
- ・ 地域生活支援拠点等の整備促進
- ・ 福祉用具の利用促進と適切な給付及び支給
- ・ 地域住民の理解促進
- ・ 自立支援協議会の充実

主要施策3-3 権利擁護の推進

現況と課題

障がい者が主体的で豊かな地域生活を送るためには、一人ひとりの人権が尊重され、権利が守られていることが重要です。

権利擁護の1つ目として障がいなどの理由で判断能力が十分でない障がい者が自分らしく安心して暮らしていけるように、後見人等が本人に代わって財産管理や契約行為等を行うことで本人の権利を保護し、暮らしを支援していく制度として成年後見制度があります。

令和3年4月より近隣2市5村（本市、松本市、麻績村、生坂村、山形村、筑北村、朝日村）、と成年後見支援センター「かけはし」が地域連携ネットワークの中核機関となり、相談対応やチーム支援を行いながら成年後見制度の利用促進に関する地域課題解決に向け協議会を開催しています。

また、成年後見制度の利用を支援するため、制度利用に係る費用を助成する成年後見制度利用支援事業が実施されています。

その他、市社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業により福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などを援助する取り組みがなされています。

2つ目として全国的に障がい者虐待の事例が発生しており大きな社会問題となっています。本市では、障がい者虐待防止に関する相談・通報の窓口を設け、障がいのある人や支援者、市民からの相談を受けるとともに、理解促進に努めています。

障がい者虐待防止のため、障がいに対する理解を広め、養護者への支援を行っていく必要があります。

施策の方向性

成年後見制度の周知のほか、成年後見制度利用支援事業および成年後見支援センターの活用、松安筑地域連携ネットワーク協議会との連携を通じて成年後見制度の利用促進を図ります。また、日常生活自立支援事業が円滑に活用できるよう、市社会福祉協議会と連携を取ります。

関係機関等との連携を強化しながら、さまざまな場面での権利侵害や家庭・地域での虐待・金銭詐取などの未然防止を図ります。

具体的な取り組み

- ・「出前講座」等による成年後見制度、障がい者虐待防止の理解促進
- ・松安筑地域連携ネットワーク協議会と連携し、成年後見制度利用促進のための課題抽出及び課題解決策の検討
- ・成年後見支援センター「かけはし」との連携
- ・障がい者虐待防止のネットワーク構築

主要施策3-4 情報提供の充実

現況と課題

各種制度やサービス等の情報提供については、市の広報紙やホームページ、「障がい福祉のあらし」をはじめ、さまざまな媒体を通して広報し、窓口における制度の説明や出前講座などにより周知に努めてきましたが、度々の制度改正等に対応し、一人ひとりの状況に応じた制度・サービスの周知を図るためには、さらにきめ細かな情報提供をしていかなければなりません。

今後は、情報の種類によっては、ホームページやスマートフォンを活用した情報提供を更に検討していく必要があります。

主体的に選択し、積極的にサービス提供を受けたり、各種制度を利用したりするためには、その人に必要な情報がきちんと提供されていることが前提となることから、対象者がきちんと理解できるよう、個々の状況に応じた多様な方法による情報提供に努めていく必要があります。

施策の方向性

必要な人に必要な情報が確実に届くような情報提供の方法を検討しながら、さまざまな媒体や機会を通じて積極的に情報提供していきます。

また、関係機関・団体等との連携・協力を図りながら、必要に応じて説明会の実施や出前講座での制度の周知、情報提供に努めます。

具体的な取り組み

- ・ 広報誌による情報提供の充実
- ・ 「障がい福祉制度のあらし」の内容更新と情報提供
- ・ 点字図書、音声図書による情報提供
- ・ 説明会、出前講座の充実
- ・ 相談窓口の充実

第4項 保健・医療

主要施策4-1 健康の保持増進と早期支援

現況と課題

生活習慣病の予防や生活習慣病に伴い発生する障がいの予防のためには健康の保持増進が重要です。乳幼児から高齢者までの市民を対象に保健事業（知識の普及、啓発・健康診査・健康相談・保健指導等）を行い、健康の保持増進を図っています。

乳幼児健康診査の実施にあたっては、発達障がい等の早期支援に努め、保護者に対して助言や情報提供を行い、必要に応じて医療や療育が受けられるよう関係機関と連携支援しています。

また近年増加している医療的ケア児の健康と福祉のためには、病院との連携が不可欠です。病院と医療的ケア児のサポートチームが協力し子供たちのトータルケアを実現するためには、コーディネーターが複雑な医療ニーズを持つ子供とその家族に対して適切な医療ケアやサービスを調整し、サポートすることが必要です。

施策の方向性

健康課題に応じて保健事業を推進し、健康の保持増進を図ることで、生活習慣病に伴い発生する障がいを予防します。

発達障がい等の対応に努め、関係機関と連携し適切な支援を行います。

具体的な取り組み

- ・保健事業の推進
- ・発達障がいへの早期支援
- ・関係機関等と連携した相談支援体制の推進
- ・医療的ケア児コーディネーターの配置



主要施策4-2 児童発達相談支援の充実

現況と課題

本市では、子ども発達支援相談室を平成24年度に設置し、関係機関と連携して相談事業を実施し、支援体制の充実に取り組んでいます。

また、保護者の発達に対する不安や心配から子どもと適切なかかわりが持てず、虐待につながるおそれもあるため、早期からのきめ細かな支援が重要となります。

子どもの成長とともに関係機関も増えるため、一人ひとりの個性や特性を生かしながら将来の自立を見据え、子ども本人に対する支援のほか、保護者に対しても、精神的な支援や療育についての助言を行うなど、切れ目のない支援体制の充実を図る必要があります。

施策の方向性

庁内関係部署や関係機関と連携して、発達期につまづきがあったり、障がいのある子どもの支援体制の強化を図ります。

適切な発育・発達支援につなげられるようにするとともに、疾病や障がいの早期発見や必要に応じて早期支援につなげるなどの、一貫した支援体制の強化等に努めます。

具体的な取り組み

- ・ 関係機関等と連携した支援体制の充実
- ・ 疾病や障がいの早期発見と療育の推進
- ・ 療育支援事業や関係機関への巡回相談事業の充実
- ・ 子どもの発達相談等に関わる総合相談体制の確立
- ・ 放課後児童クラブにおける障がいのある児童の受入れ
- ・ 児童発達支援センターの設置



主要施策 4-3 精神保健の推進

現況と課題

精神障害者保健福祉手帳所持者数や精神通院医療受給者数は増加傾向にあり、精神疾患は誰もが経験しうる身近な疾患となっています。早い段階での発見・治療が重要であることから、本市では保健福祉事務所における精神保健相談の活用や医療機関等と連携を図りながら相談事業等を実施しています。

また、精神保健（メンタルヘルス）に関する課題は、自殺・ひきこもり・虐待等、複雑・多様化しています。精神障がい者だけでなく「精神保健に関する課題を抱える者」も対象に、より継続的できめ細やかな相談支援が行えるよう、相談支援体制の充実に努めなければなりません。

さらに、精神疾患の予防および軽減には家族をはじめ周囲の理解が必要であり、精神障がい者が地域で暮らしていくためにも地域住民の理解が必要なことから、精神障がいに対する正しい知識の普及・啓発に努めていく必要があります。

施策の方向性

精神障がい者だけでなく、精神保健に課題を抱える者も相談支援の対象とし、関係機関と連携しながら、心の健康づくりおよび相談体制の強化に努め、精神疾患の予防および早期回復を図ります。

また、精神障がい者が安心して生活を送れるような地域社会づくりを目指し、精神障がい者の社会復帰の促進および精神障がいに対する理解の促進を図ります。

具体的な取り組み

- ・アウトリーチなどの手法を含めた相談体制の充実
- ・精神障がいに対する正しい知識の普及・啓発
- ・精神障がい者家族会への支援
- ・精神障がい者を抱える家族への相談支援
- ・精神保健に課題を抱える者への相談支援

第5項 教育・育成

主要施策5-1 就学前保育・教育の充実

現況と課題

市内の認定こども園、幼稚園では、保育・教育を行ううえで、障がいや発達の遅れの有無に関わらず子どもを地域で育てる環境づくりに努め、子どもとのより緊密な関わり、保護者等との情報共有を通して、その子に合った支援を検討し、実施しています。

関係機関と連携し、早期における相談体制の推進、療育支援体制の充実など、就学前保育・教育の体制強化が求められます。

施策の方向性

早期療育・指導・支援の相談体制の推進など、就学前保育・教育の充実を図ります。

障がいを早期に発見し、保護者の理解を得て、子どもが適切に療育を受けられる体制の整備を図ります。

保健・福祉・医療等の関係機関、認定こども園・幼稚園が緊密な連携のもと就学前における保育・教育支援体制の整備を図ります。

具体的な取り組み

- ・障がいのある子どもの就学前保育・教育の充実
- ・早期療育相談支援体制の充実
- ・障がいのある子どもの就学前保育・教育環境の整備
- ・保護者等との連携

主要施策5-2 特別支援教育の推進

現況と課題

特別支援教育では、発達障がいを含む障がいのある子ども等、特別なニーズのある子を含めた教育を行っています。

近年は特別支援学級のニーズが増加傾向にあり、障がいのある児童・生徒の教育環境の場のさらなる充実を図っていく必要があります。

また、望ましい教育環境として教職員の障がいへの理解と、子ども一人ひとりのニーズに応じて適切に支援することが求められており、学習障害等も含め、特別支援教育に関する教職員の資質・指導力の向上を図る必要があります。

施策の方向性

児童・生徒一人ひとりの能力や特性、本人や家族の意向等を尊重した教育支援が切れ目なく行えるように、養護学校および関係機関と連携強化等による特別支援教育体制の構築を図ります。

障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学ぶ機会が拡充するように、インクルーシブ教育システム（※）の構築に向けて取り組みます。

※インクルーシブ教育システム：

人の多様性の尊重等を強化し、障がいのある人ない人がともに学ぶ仕組みのこと。障がいのある人が一般的な教育制度から排除されないことや、子ども一人ひとりのニーズに応じた合理的配慮が提供されること等が必要とされる。

具体的な取り組み

- ・ 特別支援教育の推進
- ・ 教職員研修の充実
- ・ 適切な教育相談
- ・ とともに学べる教育環境の整備
- ・ 学校の施設、設備の充実
- ・ 学校卒業後の就職を見通した進路指導の充実、就労支援

第6項 雇用・就労

主要施策6-1 一般就労の促進

現況と課題

障がい者が主体的で豊かな生活を送るためには、就労を通じて精神的、経済的に自立していくことが大きな役割を果たします。

現在、個々のニーズや課題に応じて、職業準備訓練や職場実習あっせん、求職活動のサポート、生活面の支援に応じる障害者就労・生活支援センターやジョブコーチ、トライアル雇用やチャレンジ雇用等の制度を活用して、就労環境への適応や雇用促進を図っています。

企業での雇用を促進するためには、職場での理解や労働条件の整備、障がい者雇用の拡大への取り組みが必要ですが、障がい者本人の就労能力や適性に合った選択を支援することも重要です。

障がい者の雇用については、就労後の職場への定着や仕事の継続などの課題が指摘されており、就労する上での課題を双方向から発信できる体制づくりも必要です。

また、農業分野における就労への取り組みも広がりつつあります。

施策の方向性

令和6年度より一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用を可能とすることで、より定着に向けた支援が行えることとなります。

また、障害者の法定雇用率の引き上げと合わせて、短時間労働者も算定の対象となり、精神障がい者や重度障がい者の雇用が促進されることが期待されます。

令和7年度には就労アセスメントの手法を活用した就労選択支援が導入されることにより、本人の希望を踏まえたより良い選択ができるよう努めます。

また、県セルフセンター協議会や市農林部と連携して農福連携の取り組みを推進します。今後も、就労移行支援事業の充実を図るとともに、就労後の職場定着支援に向けた取り組みも推進していきます。

具体的な取り組み

- ・ 就労移行支援事業の充実
- ・ ジョブコーチ、トライアル雇用等各種制度の利用促進
- ・ 就労後の職場定着支援の充実及び企業に対する障がい者雇用への理解促進
- ・ 障がい者の農業就労チャレンジ事業の活用

主要施策6-2 福祉的就労の場の確保

現況と課題

福祉的就労の場としては、通所・入所による施設サービスや就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等がその役割を果たしています。近年市内をはじめ近隣市町村で事業所が増加しており、福祉的就労をしている人も増えていますが、利用者の工賃収入が十分でない状況にあります。

今後は、安定的な施設運営に向けた支援に努め、福祉的就労をしている人の工賃収入を上げていく方策を検討していくことが重要です。また、「障害者優先調達推進法」に基づき市庁舎内物品等の優先調達の拡大を図っていく必要もあります。

施策の方向性

就労支援にかかるサービス提供事業者の支援および作業の確保・拡大に努めるとともに、障がい者団体や NPO 法人等と連携しながら地域活動支援センターの充実に向けた取り組みを推進し、一般企業に勤めることが困難な人の就労の場の確保に努めます。

工賃収入の向上に向け、市庁舎内物品等の障がい者福祉施設等への積極的な発注、市庁舎での障がい者施設製品展示販売会の開催支援、「あったカフェ」のPRや運営支援に努めます。

具体的な取り組み

- ・ 就労継続支援事業の充実
- ・ 地域活動支援センターの充実
- ・ 障がい者福祉施設等への市庁舎内消耗品、役務等の積極的な発注
- ・ 障がい者施設製品展示販売会の開催支援
- ・ 「あったカフェ」のPRや運営支援

第7項 社会参加

主要施策7-1 スポーツ・芸術文化活動の促進

現況と課題

障がい者が地域のさまざまな余暇活動等に参加することは、その人の健康の維持や生きがいをもたらし、生活を豊かにしていくうえで大きな役割を果たします。

現在、社会参加促進事業として、障がい者スポーツ大会への参加支援や各種文化祭等への出品援助をしており、また広報活動としてスポーツ・芸術文化活動の情報提供等を行っています。障がい者が気軽にイベントや活動に参加できる環境づくりを進めていますが、まだ十分ではありません。

今後も、さまざまな行事や活動を行う団体等に対する支援を行うとともに、各種イベント等において個人でも気軽に参加できる環境づくりに努め、障がい者の生きがいづくりと社会参加の促進に努めていく必要があります。

施策の方向性

今後も障がい者スポーツ大会や芸術文化祭への参加促進を図るとともに、障がい者が個人でも気軽に参加できるよう、生涯学習課やスポーツ推進課等と連携し、障がい者のニーズに応じたイベントや各種教室・講座等の開催とその情報提供に努めます。

また、障がい者団体による自主活動等の促進を図るとともに、障がい者のスポーツ・レクリエーション活動を支える指導者・ボランティアの支援などに努めます。

具体的な取り組み

- ・障がい者スポーツ大会、文化祭等への参加支援
- ・生涯学習課等と連携した障がい者ニーズに応じた生涯学習、スポーツ講座等の開催
- ・図書館における障がい者に配慮した図書の収集と利用促進
- ・各種イベント等への参加支援
- ・障がい者団体の活動支援



主要施策7-2 意思疎通支援の充実

現況と課題

障がい者の日常生活の充実や積極的な社会参加を進めるためには、コミュニケーション手段が整っていることが重要です。

コミュニケーション手段の確保として、聴覚に障がいのある人については、手話通訳者や要約筆記者を派遣し意思疎通を円滑に支援する手話通訳者等派遣事業の利用があげられます。

また、窓口での手続きが円滑にできるよう手話や筆談による対応や、音声翻訳、音声読み上げなどが可能な機器を活用して、利便性の向上に努めています。

施策の方向性

障がい特性に応じたコミュニケーション手段や情報提供の方法について、必要な情報が的確に伝わるよう具体的な施策の展開を検討します。

具体的な取り組み

- ・手話通訳者等派遣事業などの制度の周知
- ・手話奉仕員養成事業等による人材の育成
- ・職員のコミュニケーション向上のための研修、講座の開催
- ・UDトーク等コミュニケーションツールの積極的活用



主要施策7-3 障がい者団体の育成・支援

現況と課題

障がい者が主体的に活動していくためには、個人活動だけでなく、目的をともにした団体に所属し、その活動を通じて社会参加していくことのできる環境づくりも必要です。

また、東京パラリンピックの開催により障がい者スポーツの関心も高まりました。

障がい者やその家族の団体が、様々な交流活動や研修会等の実施、各種イベントへの参加など自主的な活動を行っています。

また、市では市身体障害者福祉協会、市手をつなぐ育成会、安曇野聴覚障害者協会、県視覚障害者福祉協会安曇支部、精神障害者家族会等の各団体と連携を図りながら、施策や計画策定について話し合う場を設けるとともに、養護学校保護者会との懇談会を実施し、要望や課題を話し合うなど、連携・協力しており、今後も情報共有を図りながら協働による障がい者施策の推進を図っていく必要があります。

施策の方向性

団体の自主的な活動を支援し、スポーツ大会や各種研修会、レクリエーションなどの様々な交流活動や社会参加活動への参加を促進します。

また、障がい者施策を推進していくうえで情報共有を図り、意見交換の場を設けるなど、当事者の意向や意見を取り入れた事業実施や協働による施策の推進に努めます。

具体的な取り組み

- ・ 障がい者団体の活動支援
- ・ 障がい者団体補助の充実
- ・ 障がい者団体等との懇談会の実施

第3章 計画の推進にあたって

(1) 計画の推進体制の確立

障がい者計画の推進にあたって、障がい者の代表や各種関係団体の代表、保健・医療・福祉関係者、学識経験者、行政関係者等で構成される「安曇野市障害福祉運営委員会」（安曇野市障害福祉運営委員会設置要綱に規定）を今後も継続して設置し、計画の全体的な実施状況の分析・評価を行い、施策の見直しや新規施策の追加、計画の見直しを行っていきます。

(2) 専門従事者の育成・確保

障がいのある人の健康維持、機能回復、生活支援等に従事する専門的な人材を確保し、資質の向上に努めていきます。

また、分野・組織を超えた研修会や交流会の開催などを通じて、障がい者にかかわる専門従事者間の連携の強化を図ります。

(3) 職員の資質向上

各種研修の充実および参加促進などを通じ、職員の障がい者への理解と人権意識・福祉意識の向上を図り、複雑・多様化しつつある施策ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制の強化に努めます。

(4) 財源の確保

計画の推進に必要な財源を確保するため、市においては、効果的、効率的なサービス提供に努めるとともに、適正な利用者負担の設定等に取り組みます。あわせて、国や県に対し各種財政的措置を講じるよう要請していきます。

第3部

障害福祉計画

障害児福祉計画

第1章 基本的な視点

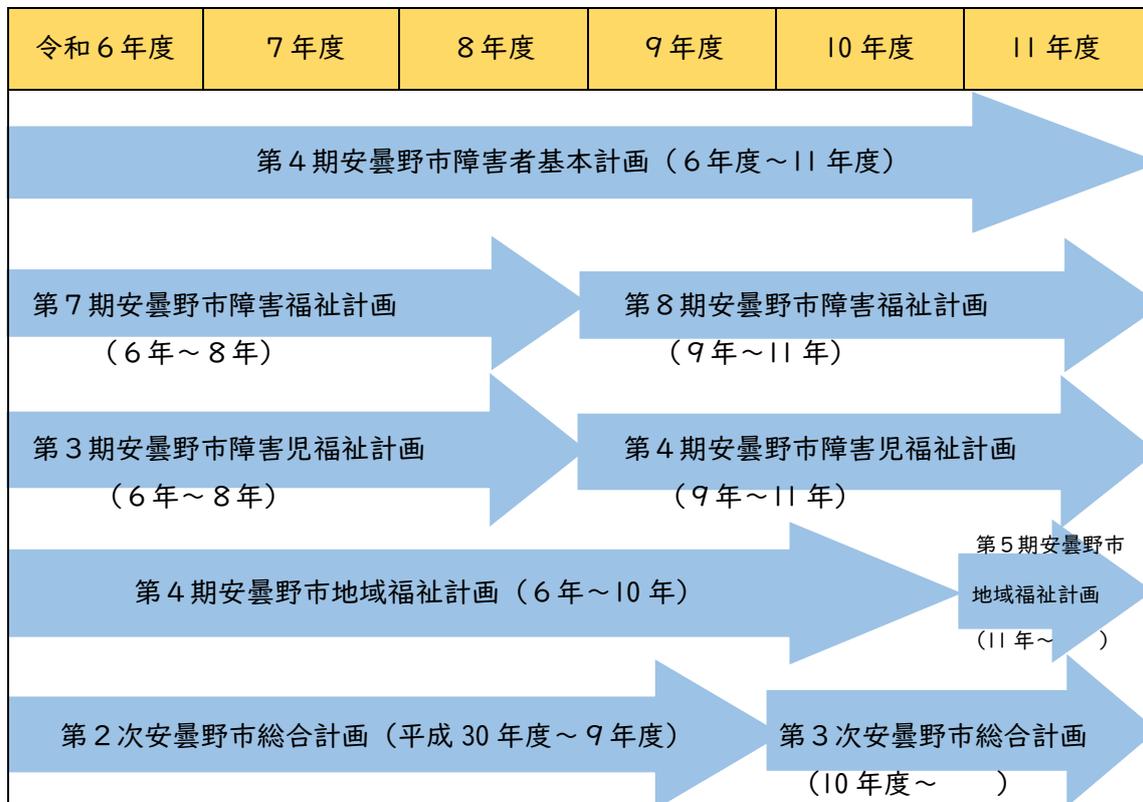
第1項 計画の位置付け

障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に基づき策定が義務付けられています。国の基本指針に即して、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る数値目標（成果目標）、サービスの種類ごとに必要となる提供量等の見込み（活動指標）などを含む市の具体的な施策に関する計画です。

障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき、障害福祉計画と一体のものとして策定します。国の基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る数値目標（成果目標）、各年度における指定障害児通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込み（活動指標）などを計画に盛り込みます。

第2項 計画の期間

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。



第3項 趣旨

平成18年4月に施行された障害者自立支援法第88条第1項において「障害福祉計画」策定が義務付けられ、平成19年度を起点に6年を1期として障害者基本計画、3年を1期として障害福祉計画を策定し、令和3年度から第6期障害福祉計画に基づく施策を実施してきました。

令和6年4月から施行される改正障害者総合支援法では、障がい者の望む地域生活の支援や多様な就労ニーズへの支援、精神障がい者への支援体制の整備、サービスや指定難病・小児慢性特定疾病のデータベース利用の体制整備等の改正が行われ、共生社会の実現に向けた取り組みが推進されていくこととなります。

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画は、このような障害者施策の動向や第6期障害福祉計画の進捗状況及び障害福祉サービスの実績を踏まえ、地域において必要な「障害福祉・障害児福祉サービス」「相談支援」「地域生活支援事業」の各サービスが提供されるよう、令和8年度を目標としたサービス見込量や提供体制の確保、その方策を定めるものです。

第4項 基本的な視点

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害者基本計画の基本理念や基本方針との調和に配慮しつつ、国の基本指針を踏まえ、次に掲げる7つの基本的な視点から計画の推進を図ります。

(1) 自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定を支援するとともに、必要とするサービスその他の支援を提供し、自立と社会参加の実現を図ります。

(2) 市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

市が中心の実施主体となり、社会福祉法人、医療法人、企業・組合、NPO、個人など、地域の福祉資源を最大限に活用しながら、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病患者等の障がい種別によらない一元的なサービスを提供します。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等に対応したサービスを提供するとともに、共生型サービスの提供も視野に入れながら地域全体で生活を支える体制を

つくります。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域の住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制をつくとともに、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加を推進します。

(6) 障がい福祉人材の確保と定着

将来にわたって安定的にサービス等を提供し、様々な事業を実施するために、担い手の確保と定着を図り、専門性を高めるための研修や多職種間の連携を推進します。

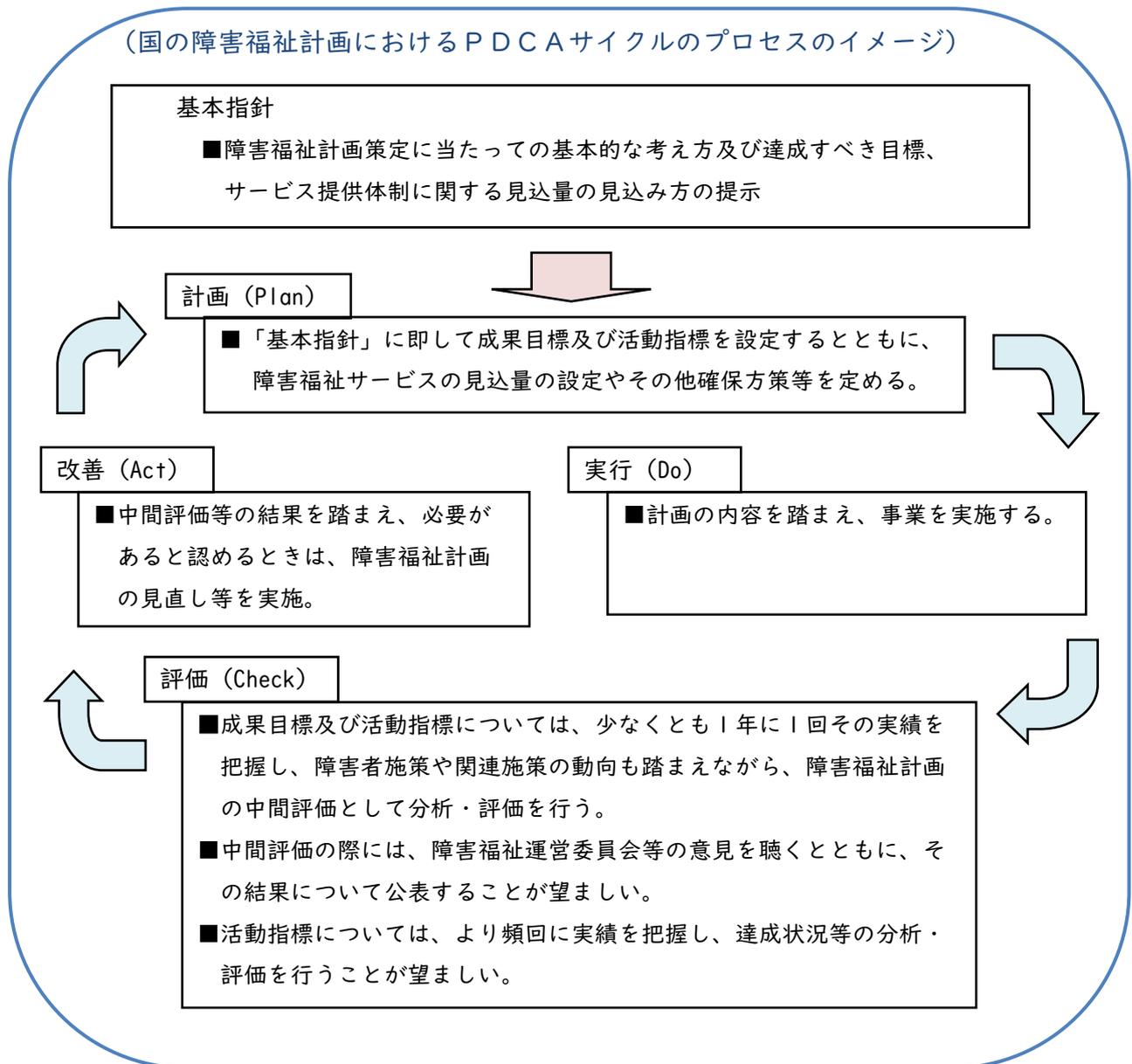
(7) 障がい者の社会参加を支える取組の定着

障がい者の地域への社会参加を促進するために、多様なニーズを踏まえた支援と共に、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含めて地域で生き生きと安心して健康的に暮らすことのできる社会を目指します。

第5項 計画の達成状況の点検及び評価

国の基本指針により、成果目標・活動指標について、毎年度、実績の把握と中間評価としての分析・評価を実施します。

中間評価については、「安曇野市障害福祉運営委員会」において評価します。



第2章 障害福祉・障害児福祉サービス等の成果目標

成果目標とは、障害福祉・障害児福祉サービス等の提供体制確保の一環として、国の基本指針の中で、基本理念等を踏まえて国全体で達成すべき目標として設定するものです。

第1項 「施設入所者の地域生活への移行」成果目標1

入所施設等からグループホームや一般住居等へ移行する「施設入所者の地域生活への移行」については、国は（1）「地域生活への移行者数」を令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行する、（2）「施設入所者の削減数」を令和4年度末時点から5%以上とするとの目標を掲げています。

市では現状を踏まえ、令和4年度末の施設入所者82人から令和8年度までの間において「地域生活への移行者数」を5人（6.1%）、「施設入所者の削減数」を5人（6.1%）と設定します。

基本となる数値

令和4年度末の施設入所者数
82 人

（1）地域生活への移行者数

令和4年度 （実績）	令和6年度 （見込み）	令和7年度 （見込み）	令和8年度 （見込み）
0 人	1 人	2 人	2 人

（2）施設入所者の削減数

令和4年度 （実績）	令和6年度 （見込み）	令和7年度 （見込み）	令和8年度 （見込み）
0 人	1 人	2 人	2 人

第2項 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」

成果目標2

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、行政などが重層的な連携による支援体制を整備し、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムを構築することが必要です。

本市には、「安曇野市精神障害者社会復帰施設等連絡会」があり、保健・医療・福祉関係者が参集し、情報の共有、ケース検討、地域の共通課題の認識と解決策を検討しています。引き続き、多職種で本市に活用できる効果的・効率的支援体制を継続していきます。

また、地域移行につきましては、松本障害保健福祉圏域（以下「松本圏域」という。）で地域移行連絡会を設置し、精神科医療機関、地域援助事業者、保健所、市村等との連携による支援体制の構築の推進をしていきます。

第3項 「地域生活支援の充実」 成果目標3

障がい者等の重度化、高齢化や「親なき後」に備えるとともに、地域での暮らしの安心を確保し、地域生活への移行を進めるための体制づくりが求められています。

本市を含む松本圏域では、相談支援を始めひとり暮らしやグループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域体制づくりを進めています。

令和2年4月には松本障害福祉圏域地域生活支援拠点等整備事業を立ち上げ、面的整備（※）を推進するための地域づくりとして、ひとり暮らし体験事業、緊急時対応台帳登録、緊急時短期入所空床確保事業を実施しています。

また、強度行動障害者（児）に対しては松本圏域で設置されているプロジェクトを活用して支援ニーズを把握し、支援体制の整備の推進に努めます。

※面的整備：地域生活支援の拠点にすべてを集約して整備するのではなく、地域の複数の事業所等が分担して機能を担う整備

地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
地域生活支援拠点等の数 (か所) (※)	1	1	1
運用状況の検証及び検討の 回数(回/年)	4	4	4

※：地域生活支援拠点等の数は、面的整備のため松本圏域全体で1か所とする

第4項 「福祉施設から一般就労への移行等」成果目標4

国は令和8年度末における目標を(1)「福祉施設から一般就労への移行」については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍(就労移行支援事業は1.31倍以上、就労継続A型は1.29倍以上、就労継続B型は1.28倍以上)になること、(2)就労定着支援事業については、令和3年度の利用者数の1.41倍以上、(3)就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所が全体の2割5分以上となることを目標として設定しています。

本市では、令和8年度の「福祉施設から一般就労への移行」の目標を16人(令和3年度の1.60倍)、就労定着支援の利用者の目標を3人(令和3年度の1.5倍)と設定します。

(1) 福祉施設(※)から一般就労(※)への移行者数

項目	令和3年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
① 就労移行支援から	6人	7人	7人	8人
② 就労継続支援A型から	0人	0人	1人	2人
③ 就労継続支援B型から	4人	5人	5人	6人
④ 生活介護・自立訓練から	0人	0人	0人	0人

(2) 福祉施設から一般就労へ移行する者のうち就労定着支援事業の利用者

項目	令和3年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
福祉施設から一般就労への 移行者数	10人	12人	13人	16人
就労定着支援の利用者数	2人	2人	2人	3人
就労定着支援の利用者の割合	20%	17%	15%	19%

※福祉施設：就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護、自立訓練（機能訓練）

・自立訓練（生活訓練）の各障害福祉サービス

※一般就労：企業等に就職（パート就労等を含む）、在宅就労、自ら起業

[就労継続支援A型及び福祉工場の利用は含めない]

第5項 「障害児支援の提供体制の整備」 成果目標5

障がい児の健やかな育成のための支援を行うに当たっては、障がい児及びその家族のライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援体制の構築を図る必要があります。

本市では児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の各サービスについて障害児通所支援事業所が増加しており、事業所連絡会を開催して専門的な支援の量と質の確保に努めます。

今後も重症心身障がい児や医療的ケア児を含むすべての障がい児が必要な療育が受けられるよう市内事業者による児童発達支援センターの設置を目指し支援体制の充実を図ります。

併せて、子ども発達支援相談室を中心に、乳幼児健康診査や保育所巡回相談等の他機関や他部署と連携した、切れ目のない一貫した支援に努めるとともに、障がいの有無にかかわらず全ての児童がともに成長できるよう、地域社会へのインクルージョンを推進できる体制の構築に努めます。

また、保健・医療・保育・教育・就労支援等にまたがる支援の調整や、協議の場で地域の課題の整理等の役割を担うコーディネーターを配置し、家庭等の負担を軽減できるよう医療的ケア児等への支援体制の充実に努めます。

第6項 「相談支援体制の強化」成果目標6

障がい者等が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

市では、基幹センターを中心に自立支援協議会を通じた地域づくりを行い、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発や改善を行います。

また、定期的に安曇野地域ケアマネジメント連絡会を開催し、事例検討、情報交換等により相談支援専門員の資質向上、市と基幹センターによる相談支援専門員への専門的な助言などを行います。

第7項 「障害福祉サービス等の質の向上への取り組み」成果目標7

障害福祉サービスの多様化、サービス事業所の増加に伴い、より一層事業者が利用者に対して真に必要なサービスを適切に提供することが求められています。

担当する職員が、県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修会へ参加し、自立に向けた必要な支援決定を行うとともに、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制構築について検討します。

第3章 障害福祉・障害児福祉サービス等の必要な量 (活動指標)の見込み

活動指標とは、都道府県・市町村において、国の基本指針に定める基本理念や提供体制確保の基本的考え方、障害福祉・障害児福祉サービスの提供体制確保に関する成果目標等を達成するために必要となるサービス提供量等の見込みとして設定するものです。

第1項 自立支援給付及び障害児通所支援サービス

(1) 訪問系サービス

在宅で安心して日常生活が送れるよう、介護などの訪問系サービスを提供します。

サービス名	サービス内容	主な対象者 障害支援区分
①居宅介護	自宅での入浴・排せつ・食事等の身体介護や、洗濯・掃除等の家事援助、通院等の移動介護などを行うサービスです。	障害支援区分1以上
②重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅での入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動の支援などを総合的に行います。	障害支援区分4以上で重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方 知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方
③同行援護	ヘルパー等が外出時に同行して移動の支援を行うサービスです。	重度の視覚障がいにより移動が困難な方
④行動援護	障がいのある人が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行うサービスです。	障害支援区分3以上で知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする方
⑤重度障害者等包括支援	常に介護を要する程度が高い人に居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。	障害支援区分6でいずれかに該当する方 ①四肢すべてに麻痺等があり寝たきり状態の障がい者で ・ALS患者など、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者 ・最重度の知的障がい者 ②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者

【サービス見込量】

訪問系サービスについては、毎年度利用実績はゆるやかに伸びています。重度訪問介護利用者は令和6年度から1人、重度障害者等包括支援利用者を令和8年度から1人と見込みます。

今後は、従来の利用者に加え、養護学校卒業者、退院精神障がい者、施設から在宅への移行者、中途障がい者などの新規利用者を想定し、令和8年度には、2,593 時間/月（156人）を見込みます。

訪問系サービス

月あたり数

種類	見込むもの	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
居宅介護	利用時間(時間)	1,317	1,323	1,328	1,341
	利用者数(人)	107	117	122	127
重度訪問介護	利用時間(時間)	833	271	273	275
	利用者数(人)	2	1	1	1
同行援護	利用時間(時間)	43	43	41	39
	利用者数(人)	5	6	6	6
行動援護	利用時間(時間)	239	314	355	388
	利用者数(人)	18	20	21	22
重度障害者等包括支援	利用時間(時間)	0	0	0	330
	利用者数(人)	0	0	0	1
訪問系サービス合計	利用時間(時間)	2,432	1,950	1,997	2,373
	利用者数(人)	132	144	150	156

【提供体制の確保】

それぞれの利用者、ニーズに対応できるように、障がい特性を理解したヘルパーの確保・養成できる環境づくりに努めます。

また、利用者数の増加が見込まれることから、県などと連携しながら、民間事業者の参入及び事業拡大を促進し、利用者の需要に応じた供給体制の充実に努めます。

(2) 日中活動系サービス

希望する障がい者を対象に、施設などでの日中活動サービスを提供します。また、身体機能等の維持、向上等に向けた支援、一般就労への移行と職場定着のための就労訓練等サービスを提供します。

サービス名	サービス内容	主な対象者 障害支援区分
①生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、障害者支援施設等で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。	常に介護を必要とする障がい者で ①49歳以下で、障害支援区分3以上(施設入所は区分4以上) ②50歳以上で、障害支援区分2以上(施設入所は区分3以上)
②自立訓練	<p><機能訓練></p> <p>地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。</p>	<p>①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方</p> <p>②盲・ろう・養護学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方</p>
	<p><生活訓練></p> <p>地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。</p> <p><宿泊型自立訓練></p> <p>一定期間の間、宿泊施設で生活し生活訓練を行います。</p>	<p>①入所施設や医療機関を退所・退院した方で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方</p> <p>②特別支援学校卒業生や継続した通院により症状が安定している方などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方</p>
③療養介護	病院等への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とし ①ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6の方 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障害支援区分5以上の方

④短期入所	<p><福祉型><医療型> 障害者支援施設やその他の施設で、短期間の入所により、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</p>	<p>居宅で介護を行う人が一時的に介護ができなくなり、障害者支援施設等への短期間の入所を必要となった障がいのある方</p>
⑤就労移行支援	<p>事業所内や企業における作業や実習、適正に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。</p>	<p>一般就労等(企業等への就労、在宅での就労・起業)を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の方</p>
⑥就労選択支援	<p>就労アセスメントの手法を活用して、障がい者の希望や適性、就労能力等に合った選択を支援します。</p>	<p>新規又は継続して就労継続支援や就労移行支援を利用する意向のある方</p>
⑦就労継続支援	<p>< A型 > 通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。</p>	<p>< A型 > ①就労移行支援を利用したものの企業等の雇用には結びつかなかった方 ②盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった方 ③就労経験のある、現在雇用されていない方</p>
	<p>< B型 > 通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。</p>	<p>< B型 > ①企業等や就労継続支援(A型)での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった方 ②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援(A型)の雇用には結びつかなかった方 ③50歳に達した就労経験のない方 ④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された方</p>
⑧就労定着支援	<p>企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。</p>	<p>就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方</p>

①生活介護

【サービス見込量】

今後、養護学校卒業者や中途障がい者等の新規利用が想定されることから、令和8年度には、4,070人日／月（214人）の利用を見込んでいます。

月あたり数

種類	見込むもの	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
生活介護	利用日数(人日分)	3,779	3,824	3,978	4,070
	利用者数(人)	199	207	210	214

②自立訓練

【サービス見込量】

機能訓練については、現在の施設利用者の継続利用を見込むとともに中途障がい者の方の新規利用を想定し、令和6年度から22人日／月（1人）の利用を見込みます。

生活訓練については、現在の施設利用者の継続利用を見込むとともに、退院精神障がい者の方の新規利用を想定し、令和8年度には、393人日／月（23人）の利用を見込みます。

月あたり数

種類	見込むもの	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
自立訓練 (機能訓練)	利用日数(人日分)	12	22	23	24
	利用者数(人)	1	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	利用日数(人日分)	134	113	114	121
	利用者数(人)	11	11	11	12
宿泊型自立訓練	利用日数(人日分)	217	206	173	191
	利用者数(人)	7	7	7	7

③療養介護

【サービス見込量】

これまでの利用実績のとおり、医療的ケアの必要な重度障がい者の継続した利用が想定されるため、令和8年度には月あたり17人の利用を見込んでいます。

月あたり数

種類	見込むもの	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
療養介護	利用者数(人)	16	16	16	17

④短期入所

【サービス見込量】

安定した在宅生活を送るために、定期的な利用や緊急時の利用等のニーズがあります。これまでの利用実績等を踏まえ、令和8年度には、福祉型を258人日/月(26人)、医療型は30人日/月(3人)の利用を見込んでいます。

月あたり数

種類	見込むもの	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
短期入所(福祉型)	利用日数(人日分)	104	166	212	258
	利用者数(人)	19	17	21	26
短期入所(医療型)	利用日数(人日分)	24	10	20	30
	利用者数(人)	3	1	2	3

⑤就労移行支援

【サービス見込量】

現在の施設利用者や一般就労を希望する養護学校卒業者等の新規利用を見込み、令和8年度には、364人日/月（23人）と想定しています。

月あたり数

種類	見込むもの	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
就労移行支援	利用日数(人日分)	288	329	349	364
	利用者数(人)	18	21	22	23

⑥就労選択支援

【サービス見込量】

令和7年10月から始まる新規事業です。福祉就労を新たに又は継続して利用する見込み人数の1割程度を利用者数と見込み、令和8年度は9人と設定しています。

月あたり数

種類	見込むもの	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
就労選択支援	利用者数 (人)			4	9

⑦就労継続支援

【サービス見込量】

就労継続支援については、日中活動や就労、生産活動の場としてニーズの高さが継続しています。

A型については、令和4年度市内では2事業所にて実施されており、圏域内でも事業所が増えていることから令和8年度は930人日/月（52人）の利用を見込んでいます。

B型については、養護学校卒業者や退院精神障がい者等の新規利用の増加が見込まれるため、令和8年度は6,277人日/月（392人）を設定しています。

月あたり数

種類	見込むもの	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
就労継続支援 (A型)	利用日数(人日分)	725	810	870	930
	利用者数(人)	38	45	48	52
就労継続支援 (B型)	利用日数(人日分)	5,460	5,815	6,046	6,277
	利用者数(人)	333	363	378	392

⑧就労定着支援

【サービス見込量】

就労定着支援は、福祉施設から移行した後の一般就労を継続する支援として利用されています。令和8年度は3人と設定しています。

月あたり数

種類	見込むもの	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
就労定着支援	利用者数(人)	3	2	2	3

【提供体制の確保】

利用者が主体的に日中活動の場を選択できる環境づくりを促進するため、広域的な連携のもと、サービス提供事業者の確保に努めます。

また、就労系福祉サービス利用に係るアセスメント実施体制の整備に努めます。

(3) 施設系サービス

自立を目指す障がい者が安心して暮らせる居住の場を確保するとともに、住居における相談や日常生活上の援助、介護などを提供します。

サービス名	サービス内容	主な対象者 障害支援区分
①自立生活援助	ひとり暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する方
②共同生活援助	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他日常生活上必要な援助を行います。	日中の就労または就労継続支援等のサービスを利用している方で、地域生活を営む住居において、日常生活上の相談、介護等のサービスが必要な方
③施設入所支援	夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。(自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます。)	①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の方(50歳以上の場合は区分3以上) ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な方

①自立生活援助

【サービス見込量】

平成30年4月から始まった事業です。令和4年度の利用実績はありませんが、地域生活への移行者数によっては必要になると見込まれます。

種類	見込むもの	月あたり数			
		令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
自立生活援助	利用者数(人)	0	0	0	1

②共同生活援助

【サービス見込量】

現在の利用者に加え、施設からの移行者や退院精神障がい者等の地域での生活の場として、今後も利用増加が想定されます。令和8年度には115人の利用を見込んでいます。

月あたり数

種類	見込むもの	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
共同生活援助	利用者数(人)	110	111	113	115

③施設入所支援

【サービス見込量】

第6期では、令和元年度の福祉施設入所者数83人から令和4年度には1.2%減の82人となりました。

今後も、地域への移行を推進するとともに新規の施設入所者を勘案し、令和8年度には、国の目標の5%以上削減を踏まえ77人の利用を設定します。

月あたり数

種類	見込むもの	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
施設入所支援	利用者数(人)	82	81	79	77

【提供体制の確保】

必要な方が利用できるよう生活の場の確保に努めます。

また、施設入所から地域への移行を希望する方のニーズの把握に努めながら、生活の場としての共同生活援助(グループホーム)等の充実を図ります。

(4) 相談支援

障がい者等が地域において自立した日常生活または社会生活を営むために、利用者のニーズや希望に基づいて支援計画が作成されます。支援計画には、利用者の目標やニーズ、支援内容、提供されるサービスなどが詳細に記載され、それを実現するためのステップを明確にします。

市では、障がい者の状態や希望を勘案し、連続性と一貫性を持った障害福祉サービスが提供されるようサービスの支給決定を行います。

サービス名	サービス内容	主な対象者 障害支援区分
①計画相談支援	<p>障がいのある人の心身状況、環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス利用計画の作成等を行います。</p> <p>また、一定期間ごとの検証と計画の見直し、変更を行います。</p>	<p>障害福祉サービスまたは地域相談支援事業（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障がいのある方</p>
②地域移行支援	<p>地域移行するにあたり住宅の確保をはじめ、地域で生活するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。</p>	<p>①障害者支援施設、療養介護を行う病院に入所している障がいのある方</p> <p>②精神科病院に入院している精神障がいのある方</p> <p>③救護施設または更生施設に入所している障がいのある方</p> <p>④刑事施設、少年院に収容されている障がいのある方</p> <p>⑤更生保護施設に入所しているまたは自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障がいのある方</p>

③地域定着支援	地域生活が不安定な障がい者に常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。	緊急時の支援が見込めない状況にある障がいのある方で以下のいずれかに該当する方 ①ひとり暮らし ②家族の状況等により、同居している家族による支援を受けられない方
---------	--	---

【サービス見込量】

障害福祉サービスを利用するすべての障がい者に対して、サービス等利用計画の作成が必須であり、令和8年度では、月あたり298人の計画作成を見込んでいます。

また、地域におけるひとり暮らし等の障がい者数を勘案し、令和8年度には、月あたりの利用について地域移行支援を1人、地域定着支援を2人と設定します。

月あたり数

種類	見込むもの	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
計画相談支援	利用者数(人)	240	262	280	298
地域移行支援	利用者数(人)	1	1	1	1
地域定着支援	利用者数(人)	2	2	2	2

【提供体制の確保】

サービスの適切な利用支援や各種ニーズに対応できる相談支援体制強化のため、基幹センター等を中心に連携し、相談支援専門員の人材育成支援や指定特定相談支援事業所の充実を図ります。

(5) 障がい児支援サービス

障害を持つ子どもの個々の特性やニーズに合わせ、日常生活のスキルや社会的な関わり方を向上させることを目的とする支援を提供します。

サービス名	サービス内容	主な対象児
①児童発達支援	発達に心配のある就学前のお子さんに対して、生活習慣・運動・ことば・対人関係などの発達を促す働きかけを行います。また、ご家族がお子さんの特性を知り、よき理解者となれるよう支援を行います。	療育を行う必要があると認められる就学前の障がい児 ※
②放課後等デイサービス	発達に心配のある学齢児に対して、放課後や長期休業中の活動を提供し、生活習慣や社会性などの発達を促す働きかけを行います。	学校等に就学しており、授業終了後等支援が必要な障がい児 ※
③保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がいのあるお子さんに対して、専門スタッフが保育園等に訪問し、集団生活に適応するための支援や、訪問先の保育所等のスタッフに対して支援方法の助言等を行います。	保育所や児童が集団生活を営む施設に通う障がい児 ※
④居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	児童発達支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障がい児 ※
⑤障害児入所支援	<p><福祉型> 障がい児が入所し、その保護に加え、日常生活をおくる上で必要となる指導や、自立した活動に向けて必要となる知識や技能を身につけるための支援を行います。</p> <p><医療型> 上記に加えて治療を行います。</p>	<p>①施設に入所して療育を行う必要があると認められた障がい児</p> <p>②（医療型のみ） 自閉症児、肢体不自由児、重症心身障がい児</p>
⑥障害児相談支援	障がい児の心身状況、環境等を勘察したサービス等利用計画案の作成と、支給決定の内容を反映したサービス利用計画の作成等を行います。また、一定期間ごとの検証と計画の見直し、変更を行います。	障害児通所支援を利用するすべての障がい児 ※

※障がい児：身体に障がいのある児童、知的に障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障がい児含む）。手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象。

【サービス見込量】

これまでの利用状況と総合的な支援体制の構築による新たな利用を見込みます。

月あたり数

種類	見込むもの	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
児童発達支援	利用日数(人日分)	530	531	533	538
	利用児童数(人)	101	121	131	151
放課後等 デイサービス	利用日数(人日分)	2,439	2,921	3,359	3,491
	利用児童数(人)	218	278	305	333
保育所等 訪問支援	利用日数(人日分)	7	8	9	10
	利用児童数(人)	7	8	9	10
医療型 児童発達支援	利用日数(人日分)	0	0	0	0
	利用児童数(人)	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	利用日数(人日分)	4	4	5	6
	利用児童数(人)	1	1	1	1
福祉型障害児 入所支援	利用児童数(人)	0	0	0	0
医療型障害児 入所支援	利用児童数(人)	3	2	2	2
障害児相談支援	利用児童数(人)	123	168	191	214
医療的ケア児に 対する関連分野 の支援を調整す るコーディネー ター(※)	配置人数		1	1	1

※コーディネーター：このコーディネーターは医療的ケア児が必要とする多分野の支援を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参加し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、地域づくりをする者

【提供体制の確保】

学校及び認定こども園等の利用状況を踏まえ、障害児通所支援等の専門的な支援の量と質の確保、医療的ケア児を含む障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所でサービスが提供できるように、地域における支援体制の整備に努めます。

(6) 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備

障害児通所支援の体制整備に当たっては、認定こども園・幼稚園、放課後等児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが必要です。子ども・子育て支援事業計画と整合性を図り、子育て支援担当部局や関係機関との連携をさらに強化していきます。

月あたり数

種類	見込むもの	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
認定こども園	利用障がい児童数 (人)	126	130	135	140
幼稚園	利用障がい児童数 (人)	2	3	4	4
放課後等児童健全育成事業 (児童クラブ等)	利用障がい児童数 (人)	74	76	76	76

第2項 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者がその人にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施するものです。

事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能な事業です。

【必須事業】

(1) 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して障がい者等の理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発などを行い、共生社会の実現を図ることを目的とした事業です。

【サービス見込量】

本市では、12月3日から9日までの「障害者週間」にちなみ、障がいのある人の福祉について関心を深めていただき、障がいのある人が社会、経済、文化など、さまざまな分野で積極的に活動できることを目的として研修会、講演会等を実施します。

年あたり

種類	見込むもの	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
理解促進研修・ 啓発事業	実施見込み	実施 あいサポーター研修	実施 聴導犬・介助犬の講演	実施 障がい者等講演会	実施 市民向け教室・講座等

【提供体制の確保】

障がいの正しい理解を深めるため、研修会や講演会を実施します。また、周知・広報等により、多くの市民参加に努めます。

(2) 自発的活動支援事業

障がい者、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援し、共生社会の実現を図ります。

【サービス見込量】

障がい福祉団体等による社会復帰活動支援、ピアサポート活動、就労体験をサポートするボランティア活動、防災活動等の実施を支援します。

年あたり

種類	見込むもの	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
自発的活動支援事業	実施見込み	実施	実施	実施	実施

【提供体制の確保】

障がいや障がい者に関する周知を行うとともに、障がい者等の自発的な活動の促進の確保等を行います。

(3) 相談支援事業

①障害者相談支援事業

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他障害福祉サービスの利用支援等、地域生活に必要な相談支援を行います。

【サービス見込量】

本市では、障がい福祉全般の相談に応じて必要な情報提供や障害福祉サービスの利用支援等を行う相談支援について、市障がい者支援課と総合相談の2カ所で実施します。

年あたり数

種類	見込むもの	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
障害者相談支援事業	実施見込み か所数	2か所	2か所	2か所	2か所

【提供体制の確保】

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他障害福祉サービスの利用支援等の確保を行います。

②市町村相談支援機能強化事業

相談支援体制の強化を図るため、基幹相談支援センターを設置し市町村相談支援機能強化事業に取り組みます。

③住宅入居等支援事業

知的障がい者又は精神障がい者で、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しながら、保証人がいない等の理由で入居が困難な人に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言等を行います。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要な知的障がい者、精神障がい者で、経費等の支援が必要な状態にある場合には、成年後見制度利用支援事業を活用して障がい者が希望する自立した日常生活を営むことができるよう支援していきます。

【サービス見込量】

成年後見支援センターの機能を活かし、制度の啓発・PR活動を推進し、成年後見制度の利用拡大に努め、令和8年度では1人の利用を見込みます。

年あたり数

種類	見込むもの	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
成年後見制度利用支援事業	実利用 見込み者数	0人	1人	1人	1人

【提供体制の確保】

事業の周知・広報を行い、適切な利用促進に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的としています。

【サービス見込量】

松本市社会福祉協議会に設置・運営している「成年後見支援センターかけはし」は広域事業として、近隣2市5村（本市、松本市、麻績村、生坂村、山形村、筑北村、朝日村）が事業を実施しています。

年あたり数

種類	見込むもの	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有

【提供体制の確保】

成年後見支援センター等と連携しながら、事業の活用が進むよう周知・広報に努めます。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障がいや難病のため、意思疎通に支障がある障がい者等とその他の者の意思疎通を支援するため、手話通訳者、要約筆記者等の派遣や養成等を行います。支援にあたっては、障害特性に配慮した意思疎通支援のニーズに即して行います。

本市では、聴覚障がい者等の社会参加と意思疎通が円滑にできるよう、「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」を実施します。

【サービス見込量】

聴覚・音声機能・言語機能に障がいがあり、意思疎通を図ることに支障がある人を対象としています。聴覚障がい者等数を勘案し、令和8年度には280件(27人)の利用を見込んでいます。

年あたり数

種類	見込むもの	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	実利用 見込み件数	289件	280件	280件	280件
	実利用者 見込み者数	25人	27人	27人	27人

【提供体制の確保】

手話通訳者や要約筆記者等、意思疎通支援事業の担い手となる人材の確保・養成に努め、利用者の需要に応じた体制づくりに努めます。

(7) 日常生活用具給付等

重度の障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具等を給付します。

用具の種類	主な内容・対象者など
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に用いるいすなどを給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計など、障がいのある人の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、障がいのある人の排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。
居宅生活動作補助用具	障がいのある人の居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。

【サービス見込量】

これまでの利用実績は、若干の増減があるもののほぼ横ばいで推移しています。利用実績と新規利用者等を勘案し、それぞれの利用を見込んでいます。

年あたり数

種類	見込むもの	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
介護・訓練支援用具	給付等 見込み件数	7 件	7 件	7 件	7 件
自立生活支援用具	給付等 見込み件数	22 件	17 件	17 件	17 件
在宅療養等支援用具	給付等 見込み件数	20 件	21 件	21 件	21 件
情報・意思疎通支援用具	給付等 見込み件数	44 件	76 件	76 件	76 件
排泄管理支援用具	給付等見込み 件数	2,313 件	2,313 件	2,313 件	2,313 件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付等 見込み件数	1 件	2 件	2 件	2 件

【提供体制の確保】

これまでの給付実績を勘案しながら、一人ひとりの状況の把握に努め、障がいの種類及び程度に応じた適切な給付に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

平成 25 年 4 月の障害者総合支援法の施行により、意思疎通支援の円滑な実施を図るため、事業を担う人材の養成を推進する目的において必須事業として位置付けられています。

本市では、平成 21 年度から事業を実施しており、引き続き手話で日常会話を行うことができる程度の手話表現技術等を習得した手話奉仕員を養成します。

【サービス見込量】

これまでの養成実績を勘案し、令和 8 年度には 21 人の修了者を見込みます。

年あたり数

種類	見込むもの	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
手話奉仕員養成研修事業	修了 見込み者数	11 人	21 人	21 人	21 人

【提供体制の確保】

より多くの受講者を確保するため、関係機関等と連携し周知・広報に努めます。

(9) 移動支援事業

屋外における移動が困難な障がいのある人を対象に、ヘルパーによる付き添い介助を行い、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出を支援します。

【サービス見込量】

これまでの利用状況と新たな利用者を勘案し、令和8年度には、2,600時間(53人)の利用を想定しています。居宅介護事業者等に委託することにより19か所で実施します。

年あたり数

種類	見込むもの	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
移動支援事業	実施か所数	19か所	19か所	19か所	19か所
	実利用 見込み者数	45人	53人	53人	53人
	延べ利用 見込み時間数	2,027時間	2,600時間	2,600時間	2,600時間

【提供体制の確保】

居宅介護支援事業者に委託し、ヘルパーの確保を図りながら、利用者のニーズに応じたサービス提供に努めます。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

地域で生活する障がいのある人の日中活動の場として、地域活動支援センターを開設し、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会を提供する基礎的事業を実施します。

また、基礎的事業に加え、地域活動支援センターをI型からIII型に類型し、さらなる機能強化を図ります。(機能強化事業)

地域活動支援センター事業（機能強化事業）の類型と実施事業

類型	主な事業内容
I 型	専門職員を配置し、地域の社会基盤との連携強化を図りつつ、障がい理解に向けた啓発事業等を実施します。また、相談支援事業をあわせて実施します。
II 型	雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練や入浴等のサービスを実施します。
III 型	安心して過ごせる身近な場所を提供し、余暇活動や生産活動、地域との交流を実施します。

【サービス見込量】

現在実施している III 型事業所 4 か所について、令和 8 年度まで継続して実施します。

年あたり数

種類	見込むもの	令和 4 年度 (実績)	令和 6 年度 (見込み)	令和 7 年度 (見込み)	令和 8 年度 (見込み)
市設置	実施か所 (か所)	4	4	4	4
	利用者数 (人)	82	90	92	94

【提供体制の確保】

創作的活動や生産活動、地域住民との交流など利用者の状況に応じた事業を行うため、一定以上のサービス水準を確保できる事業所等へ委託し、提供体制の確保に努めます。

(11) その他の事業 【任意事業】

①訪問入浴サービス事業

家族または介護者による入浴が困難な在宅の身体障がい者を対象に、訪問入浴車により障がい者の居宅を訪問し、入浴介護サービスを提供します。

【サービス見込量】

当事業でなければ入浴できない身体障害者手帳所持者（介護保険制度による訪問入浴介護を受けることができる人を除く）を対象とし、令和 8 年度では 12 人の利用を見込みます。

年あたり数

種類	見込むもの	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
訪問入浴サービス	実利用 見込み者数	12人	12人	12人	12人

②日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。

【サービス見込量】

これまでの利用実績を勘案し、令和8年度は年あたり9,420時間、年間実利用者数100人を見込みます。

年あたり数

種類	見込むもの	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
日中一時支援事業	実施箇所数	29か所	29か所	29か所	29か所
	実利用 見込み者数	82人	100人	100人	100人
	延べ利用 見込み時間数	8,334時間	9,420時間	9,420時間	9,420時間

③社会参加支援事業

スポーツ・文化活動等の開催および奉仕員の養成等を通じて、障がいのある人の社会参加を促進します。

【サービス見込量】

障がい者団体等の活動状況等を勘案し、実施団体数を下記のとおり見込みます。

年あたり数

種類	見込むもの	令和4年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
レクリエーション活動等 支援	実施見込み 団体数	2 団体	2 団体	2 団体	2 団体
芸術文化活動振興	実施見込み 団体数	2 団体	2 団体	2 団体	2 団体

【提供体制の確保】

今後も事業者への適切な委託により、サービスの提供体制の確保に努めます。

第4章 円滑な推進のために

(1) 適正な障害支援区分認定

必要なサービスが適正に利用できるよう、調査員などの知識・技術の向上を図りつつ、障がいの状態や程度、所得状況等を適正に把握し、正確・公平な認定と、障がい者のニーズに応じた支給決定に努めます。

(2) 利用者負担の軽減制度の周知

利用者負担の軽減制度について、障がい者やその家族などへの周知に努めていきます。また、地域生活支援事業の各種サービスについては、市町村が裁量的に自己負担額を決めることができることから、広域的な調整のもと、低所得者への配慮した運用を図っていきます。

(3) 人材の育成・確保およびサービスの質の向上

県や近隣自治体、関係機関等との連携を通じて、計画を推進していくうえで不可欠な専門従事者の計画的養成と確保に努めます。

また、サービスの質の向上に向け、事業所スタッフの研修会への参加促進など、障がいのある人にかかわる専門従事者の専門性の向上を図ります。

また、苦情処理体制の周知を進めるとともに、困難事例の解決に向けた体制づくりを推進します。

～資料編～

計画策定の経緯

年月日	経緯
令和5年1月23日	第1回障害福祉運営委員会開催
令和5年7月14日	第2回障害福祉運営委員会開催
令和5年9月15日	第3回障害福祉運営委員会開催
令和5年9月25日	障がい者団体懇談会開催（5団体参加）
令和5年10月12日～ 令和5年11月7日	障害福祉サービス事業所意向調査実施 回答数：23団体／対象数：56団体
令和5年10月25日	第2回自立支援協議会開催
令和5年11月15日	第4回障害福祉運営委員会開催
令和5年12月25日～ 令和6年1月23日	パブリックコメント実施
令和6年2月8日	第5回障害福祉運営委員会開催

用語説明

	用語	説明
あ	ALS (筋萎縮性側索硬化症)	筋萎縮性側索硬化症(ALS)とは、指定難病の一つで手足・のど・舌の筋肉や呼吸に必要な筋肉がだんだんやせて力がなくなっていく病気。運動をつかさどる神経(運動ニューロン)が主に障害を受け、脳から「手足を動かせ」という命令が伝わらなくなることにより、力が弱くなり筋肉がやせていく。一方で、体の感覚、視力や聴力、内臓機能などはすべて保たれることが多い。
	医療的ケア児	人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童。
か	ケアマネジメント	障がい者が社会生活を送る上で必要とする複数のニーズを適切な社会資源と結びつける手続き全体のこと。機能としては、アセスメント(事前評価)、ケア計画の作成・実施、フォローアップ等の支援サービスが中心となる。
	権利擁護	高齢者や障がい者が有する人間としての権利を守るため、その養護者や代弁者が支援すること。
	合理的配慮	障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるもの。
さ	児童福祉法	児童が良好な環境において生まれ、且つ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律
	自立支援協議会	障害者総合支援法第89条の3に基づいて設置される協議体で、地域の関係者が集まり、個別事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担う。
	社会的障壁	障がい者にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物や制度、慣行、考え方、その他一切のものをさす。

障がい者基幹相談支援センター	総合的な相談業務や専門相談、地域移行・地域定着、地域の相談支援体制の強化の取組、権利擁護・虐待防止、地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援、関係機関等の連携の緊密化の促進に取組む。
障害者基本法	障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、国・地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障がい者の福祉を増進することを目的として制定された法律。
障害者雇用促進法	障がい者に対し職業生活における自立を実現するための職業リハビリテーション推進について、また事業主が障がい者を雇用する義務をはじめ、差別の禁止や合理的配慮の提供義務等を定めることにより、障がい者の職業の安定を図ることを目的として制定された法律。
障害者差別解消法	全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律。
障害者週間	国民の間に広く障がい福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化等の分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、毎年12月3日から12月9日までに設定される期間。この期間を中心に国、地方公共団体、関係団体等により、様々な意識啓発に関わる取り組みが行われる。
障害者自立支援法	障害者基本法の基本理念にのっとり、障がい者及び障がい児がその能力や適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができるように必要な支援を行なうことを目的とする。2013年（平成25年）4月の改正により、障害者総合支援法へ移行した。
障害者総合支援法	障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性

		を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。障害者自立支援法が改正され、2013年（平成25年）4月に施行された。
	障がい者総合相談支援センター	障害のある人の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行う。
	ジョブコーチ	職場適応援助者。障がい者が職場に適応できるよう、障害者職業カウンセラーが作成した支援計画に基づき、一定期間（標準的には2ヶ月～4ヶ月）、職場に出向いて障がい者本人および事業主や職場の従業員に対して必要な助言等の支援を行う。
た	地域活動支援センター	通所によって、創作活動または生産活動の機会を提供、地域社会との交流の促進等を行い、働くことが困難な障がい者の日中の活動をサポートする福祉施設。
	地域生活支援事業	障がい者が、安心して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、地域生活において必要となる支援を行う。
	地域包括ケアシステム	地域で生活を続けるために、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体として提供する体制。
	特別支援教育	心身に障がいがあるため、教育上特別な配慮を必要とする児童・生徒のための教育。2007年（平成19年）に「特殊教育」から「特別支援教育」に改められた。
	トライアル雇用	ハローワークが紹介する対象労働者を事業主が短期間（原則3ヶ月）雇用し、その間に事業主と対象労働者間で、業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、相互に理解を深め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを図る制度。これにより企業が障がい者雇用を進めることを容易にしようとするもの
	は	発達障がい

	ピアサポート	同じ症状や悩みを持つ同じような立場の者が集まり、それぞれの状況での自分の体験や行動、考えなどを披露し、互いに語り合うことにより支え合うこと。
や	ユニバーサルデザイン	障がい者や高齢者だけでなく、すべての人にとって使いやすい形状や機能が配慮された造形、設計、または利用しやすい施設・建物づくりをすることをいう。
	UD トーク	主に聴覚障がいのある人とのコミュニケーションを、パソコンや携帯電話を使って音声を認識し文字化して行うための音声認識・翻訳アプリ。
	要約筆記	聴覚障がい者への情報保障手段の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えることをいう。主に第一言語を手話としない中途失聴者・難聴者などを対象とする。
ら	ライフステージ	人生におけるそれぞれの段階。